

⑤

令和 7 年

市議会 2 月定例会議案
(その 3)

静 岡 市

目 次

議案番号	件 目	頁
議案第 49 号	令和7年度静岡市一般会計予算	7
議案第 50 号	令和7年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算	27
議案第 51 号	令和7年度静岡市土地区画整理清算金会計予算	29
議案第 52 号	令和7年度静岡市公共用地取得事業会計予算	31
議案第 53 号	令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算	34
議案第 54 号	令和7年度静岡市公債管理事業会計予算	36
議案第 55 号	令和7年度静岡市競輪事業会計予算	38
議案第 56 号	令和7年度静岡市国民健康保険事業会計予算	42
議案第 57 号	令和7年度静岡市駐車場事業会計予算	49
議案第 58 号	令和7年度静岡市介護保険事業会計予算	51
議案第 59 号	令和7年度静岡市介護保険サービス会計予算	56
議案第 60 号	令和7年度静岡市中央卸売市場事業会計予算	58
議案第 61 号	令和7年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算	61
議案第 62 号	令和7年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算	63
議案第 63 号	令和7年度静岡市簡易水道事業会計予算	67
議案第 64 号	令和7年度静岡市病院事業会計予算	70
議案第 65 号	令和7年度静岡市農業集落排水事業会計予算	74
議案第 66 号	令和7年度静岡市水道事業会計予算	77
議案第 67 号	令和7年度静岡市下水道事業会計予算	80
議案第 68 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	84
議案第 69 号	静岡市土地整備基金条例の制定について	88
議案第 70 号	静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	90
議案第 71 号	静岡市手話言語条例の制定について	100
議案第 72 号	静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について	103
議案第 73 号	静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	105
議案第 74 号	静岡市事務分掌条例の一部改正について	119
議案第 75 号	静岡市附属機関設置条例の一部改正について	120
議案第 76 号	静岡市職員定数条例の一部改正について	127

議案第 77 号	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	128
議案第 78 号	静岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	130
議案第 79 号	静岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について	131
議案第 80 号	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	175
議案第 81 号	静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について	179
議案第 82 号	静岡市手数料条例の一部改正について	180
議案第 83 号	静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	342
議案第 84 号	静岡市歴史博物館条例の一部改正について	346
議案第 85 号	静岡市立こども園条例の一部改正について	347
議案第 86 号	静岡市待機児童園条例の一部改正について	348
議案第 87 号	静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	349
議案第 88 号	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	350
議案第 89 号	静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正について	351
議案第 90 号	静岡市斎場条例の一部改正について	354
議案第 91 号	港湾会館清水日の出センター条例の一部改正について	355
議案第 92 号	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	358
議案第 93 号	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	368
議案第 94 号	静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	397
議案第 95 号	静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	398
議案第 96 号	静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	400
議案第 97 号	静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部改正について	402
議案第 98 号	公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止について	406
議案第 99 号	静岡市美術館の指定管理者の指定について	407
議案第 100 号	静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	408
議案第 101 号	静岡市心身障害者ケアセンターの指定管理者の指定について	409
議案第 102 号	静岡市清水森林公園の指定管理者の指定について	410
議案第 103 号	静岡市用宗漁港施設の指定管理者の指定について	411
議案第 104 号	静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定の変更について	412
議案第 105 号	静岡市地域福祉交流プラザの指定管理者の指定の変更について	413
議案第 106 号	静岡市支援センターなごやかの指定管理者の指定の変更について	414

議案第 107号	静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザの指定管理者の指定の変更について	415
議案第 108号	静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について	416
議案第 109号	静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について	417
議案第 110号	包括外部監査契約の締結について	418

一 般 会 計

令和7年度静岡市一般会計予算

令和7年度静岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ388,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(市債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 市債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 145,700,000
	1 市民税	68,773,000
	2 固定資産税	55,204,000
	3 軽自動車税	2,039,000
	4 市たばこ税	4,386,000
	5 鉱産税	68
	6 入湯税	38,932
	7 事業所税	4,326,000
	8 都市計画税	10,933,000
2 地方譲与税		2,586,000
	1 地方揮発油譲与税	816,000
	2 自動車重量譲与税	1,174,000
	3 森林環境譲与税	406,000
	4 特別とん譲与税	150,000
	5 石油ガス譲与税	40,000
3 利子割交付金		61,000
	1 利子割交付金	61,000
4 配当割交付金		1,085,000
	1 配当割交付金	1,085,000
5 株式等譲渡所得割交付金		1,782,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,782,000
6 分離課税所得割交付金		111,000
	1 分離課税所得割交付金	111,000
7 法人事業税交付金		2,060,000
	1 法人事業税交付金	2,060,000
8 地方消費税交付金		19,898,000

款	項	金額
		千円
	1 地方消費税交付金	19,898,000
9	ゴルフ場利用税交付金	23,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	23,000
10	環境性能割交付金	602,000
	1 環境性能割交付金	602,000
11	軽油引取税交付金	6,092,000
	1 軽油引取税交付金	6,092,000
12	地方特例交付金	890,000
	1 地方特例交付金	851,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	39,000
13	地方交付税	34,900,000
	1 地方交付税	34,900,000
14	交通安全対策特別交付金	310,000
	1 交通安全対策特別交付金	310,000
15	分担金及び負担金	735,850
	1 負担金	729,349
	2 分担金	6,501
16	使用料及び手数料	8,185,593
	1 使用料	6,284,637
	2 手数料	1,900,956
17	国庫支出金	73,939,031
	1 国庫負担金	59,115,787
	2 国庫補助金	14,593,504
	3 国庫委託金	229,740
18	県支出金	22,468,270
	1 県負担金	15,733,673

款	項	金 額
		千円
	2 県補助金	4,791,158
	3 県委託金	1,943,439
19	財産収入	1,617,386
	1 財産運用収入	421,348
	2 財産売却収入	1,196,038
20	寄附金	4,111,276
	1 寄附金	4,111,276
21	繰入金	10,310,136
	1 基金繰入金	9,505,909
	2 特別会計繰入金	800,167
	3 財産区繰入金	4,060
22	繰越金	1,500,000
	1 繰越金	1,500,000
23	諸収入	11,825,658
	1 延滞金及び加算金	51,000
	2 預金利子	13,559
	3 貸付金元利収入	351,274
	4 受託事業収入	3,483,870
	5 収益事業収入	2,000,000
	6 雑入	5,925,955
24	市債	37,706,800
	1 市債	37,706,800
	歳 入 合 計	388,500,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 1,026,482
	1 議会費	1,026,482
2 総務費		37,848,887
	1 総務管理費	21,514,038
	2 企画費	10,966,189
	3 徴税費	2,712,426
	4 戸籍住民基本台帳費	1,479,278
	5 選挙費	472,212
	6 統計調査費	466,825
	7 人事委員会費	112,103
8 監査委員費	125,816	
3 民生費		133,580,179
	1 社会福祉費	31,249,649
	2 児童福祉費	64,338,043
	3 生活保護費	17,189,370
	4 災害救助費	52,443
	5 国民健康保険費	5,468,100
	6 介護保険費	12,974,274
	7 介護保険サービス費	69,800
8 後期高齢者医療費	2,238,500	
4 衛生費		41,244,776
	1 保健衛生費	7,834,914
	2 保健予防費	10,699,246
	3 健康対策費	4,270,979
	4 生活衛生費	96,898
5 清掃費	12,824,035	

款	項	金額
		千円
	6 簡易水道費	163,709
	7 病院費	5,190,215
	8 水道費	164,780
5 労働費		560,594
	1 労働費	560,594
6 農林水産業費		4,616,851
	1 農業費	1,510,602
	2 林業費	1,381,623
	3 水産業費	761,198
	4 山間地振興費	629,228
	5 農業集落排水費	334,200
7 商工費		7,781,962
	1 商工費	4,588,560
	2 観光費	1,704,010
	3 港湾費	1,351,992
	4 中央卸売市場費	137,400
8 土木費		45,059,400
	1 土木管理費	722,344
	2 道路橋りょう費	20,780,383
	3 河川費	2,063,306
	4 都市計画費	10,015,096
	5 住宅費	2,861,965
	6 動物園費	756,306
	7 下水道費	7,860,000
9 消防費		17,577,709
	1 消防費	17,577,709

款	項	金額
10	教育費	55,997,863
	1 教育総務費	5,059,515
	2 小学校費	19,079,218
	3 中学校費	15,949,377
	4 高等学校費	2,338,659
	5 社会教育費	3,653,292
	6 保健体育費	9,917,802
11	災害復旧費	5,652,768
	1 衛生施設災害復旧費	36,000
	2 農林水産施設災害復旧費	1,137,900
	3 商工施設災害復旧費	20,000
	4 土木施設災害復旧費	4,238,557
	5 教育施設災害復旧費	220,311
12	公債費	37,019,900
	1 公債費	37,019,900
13	諸支出金	32,629
	1 財産費	32,629
14	予備費	500,000
	1 予備費	500,000
	歳 出 合 計	388,500,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	5 清掃費	最終処分場整備費	6,844,100	令和5年度	311,200
				令和6年度	966,800
				令和7年度	3,027,800
				令和8年度	2,538,300
		清水ストックヤード建設費	1,298,000	令和6年度	889,000
				令和7年度	409,000
8 土木費	4 都市計画費	静岡駅北口地下広場大規模改修費	500,000	令和7年度	220,000
				令和8年度	280,000
9 消防費	1 消防費	駿河消防署用宗出張所建設費	407,000	令和7年度	88,300
				令和8年度	318,700
10 教育費	3 中学校費	仮称蒲原小中学校建設費	3,802,000	令和6年度	214,500
				令和7年度	3,587,500
		仮称藁科小中学校建設費	3,021,600	令和7年度	123,500
				令和8年度	976,000
				令和9年度	1,633,200
				令和10年度	288,900

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持事業等費 (公 共 持 事 業 等)	220,000
		道路改良事業等費 (公 共 良 事 業 等)	400,000
		交通安全施設整備事業等費 (公 共 設 事 業 等)	200,000
		橋りょう整備事業等費 (公 共 整 事 業 等)	300,000
	4 都市計画費	街路整備事業等費 (公 共 整 事 業 等)	220,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	公共災害復旧事業費 (公 共 農 業 復 用 施 設)	500,000
		単独災害復旧事業費 (農 業 復 用 施 設)	10,000
		公共災害復旧事業費 (公 共 農 地)	130,000
		公共災害復旧事業費 (公 共 林 道)	200,000
		単独災害復旧事業費 (農 業 林 道)	185,400
		公共災害復旧事業費 (公 共 漁 港)	90,000
		単独災害復旧事業費 (農 業 漁 港)	10,000
	4 土木施設災害復旧費	公共災害復旧事業費 (公 共 道 路 橋 り ょう)	2,416,682
		単独災害復旧事業費 (道 路 橋 り ょう)	698,500
		公共災害復旧事業費 (公 共 河 川)	200,000
		単独災害復旧事業費 (河 川)	800,000

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
静岡市土地開発公社借入金 に対する債務保証 (土地開発公社) 事業資金	令和7年度	静岡市土地開発公社が、静岡市の承認を得て、令和7年度に事業資金として金融機関から 2,000,000 千円（ただし、過年度事業資金借入金残高を含む。）及びその利子相当額の範囲内で借り入れる場合、当該金融機関に対し、借入金額に相当する額を限度として債務保証する。
統一的な基準による 地方公会計作成支援 業務経費	自 令和8年度 至 令和9年度	4,800 千円 令和7年度に統一的な基準による地方公会計作成支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降2年間で支払う。
長 沼 遺 跡 跡 発 掘 調 査 業 務 経 費	令和8年度	177,700 千円 令和7年度に長沼遺跡発掘調査業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
旧青葉小学校跡地 発掘調査業務経費	自 令和8年度 至 令和9年度	58,000 千円 令和7年度に旧青葉小学校跡地発掘調査業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降2年間で支払う。
統合型内部情報システム 再構築業務経費	令和8年度	1,530,000 千円 令和7年度に統合型内部情報システム再構築業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
ガバメントクラウド 運用管理業務経費	令和8年度	26,000 千円 令和7年度にガバメントクラウド運用管理業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
市政総合ネットワーク用 ファイアウォール 機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	5,200 千円 令和7年度に市政総合ネットワーク用ファイアウォール機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
市政総合ネットワーク パソコン機器設置費 (令和7年度分)	自 令和8年度 至 令和12年度	122,700 千円 令和7年度に市政総合ネットワークパソコン機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
生涯学習情報システム 端末機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	21,600 千円 令和7年度に生涯学習情報システム端末機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
アリーナ整備事業費	自 令和8年度 至 令和41年度	30,000,000 千円に金利変動及び物価変動による増減額（当該増減額に係る消費税及び地方消費税を含む。）並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額を加算した額。 令和8年度にアリーナ整備業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度以降34年間で支払う。

現行税務賦課システムデータ調査機器設置費	自 令和8年度 至 令和11年度	令和7年度に現行税務賦課システムデータ調査等機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降4年間で支払う。	13,080千円
eLTAシステム機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度にeLTAシステム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。	5,940千円
市税等コンビニエンスストア収納代行業務経費	令和8年度	令和7年度に市税等コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	37,000千円
電話催告支援システム機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度に電話催告支援システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。	17,010千円
軽自動車税納税通知書作成業務経費	令和8年度	令和7年度に軽自動車税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	7,000千円
個人市・県民税納税通知書作成業務経費	令和8年度	令和7年度に個人市・県民税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	13,000千円
固定資産税・都市計画税納税通知書作成業務経費	令和8年度	令和7年度に固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	13,400千円
証明書コンビニ交付ネットワークシステム機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度に証明書コンビニ交付ネットワークシステム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。	77,520千円
戸籍等証明書出力用機器等設置費(区役所・支所分)	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度に戸籍等証明書出力用機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。	11,400千円
旅券窓口交付端末機設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度に旅券窓口交付端末機賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。	2,484千円
選挙システム標準化移行支援業務経費	令和8年度	令和7年度に選挙システム標準化移行支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	24,800千円

選挙システム標準化移行業務経費	令和8年度	18,400千円 令和7年度に選挙システム標準化移行業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
福祉システム機器等設置費（福祉端末分）	令和8年度	13,300千円 令和7年度に福祉システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
福祉システム機器等設置費（介護端末分）	令和8年度	13,400千円 令和7年度に福祉システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
後期高齢者医療制度健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和8年度	5,000千円 令和7年度に後期高齢者医療制度健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
後期高齢者医療費納付書読取機設置費	自令和8年度 至令和12年度	347千円 令和7年度に後期高齢者医療費納付書読取機賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
国民年金システム機器等設置費（ハードウェア分）	自令和8年度 至令和12年度	36,400千円 令和7年度に国民年金システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
国民年金システム機器等設置費（ソフトウェア分）	自令和8年度 至令和12年度	231,990千円 令和7年度に国民年金システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
児童クラブ運営業務経費	自令和8年度 至令和10年度	5,630,500千円 令和7年度に児童クラブ運営業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降3年間で支払う。
児童クラブ利用料金等収納代行業務経費	自令和8年度 至令和10年度	1,110千円 令和7年度に児童クラブ利用料金コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降3年間で支払う。
市立こども園パソコン機器設置費	自令和8年度 至令和12年度	27,000千円 令和7年度に市立こども園パソコン機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
市立こども園施設建設費補助金（東豊田中央こども園）	令和8年度	304,786千円 令和7年度に市立東豊田中央こども園の移管に伴う施設整備費補助金を交付決定し、その金額の一部を令和8年度に交付する。

脱炭素先行地域等 導入事業補助金	令和8年度	170,000千円 令和7年度に脱炭素先行地域再エネ設備等導入事業補助金を交付決定し、その金額を令和8年度に交付する。
市有施設照明設備 基礎調査業務経費 (令和7年度分)	令和8年度	75,900千円 令和7年度に市有施設照明設備基礎調査業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
静岡斎場火葬 予約システム機器設置費	自令和8年度 至令和12年度	7,020千円 令和7年度に静岡斎場火葬予約システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
不燃・粗大ごみ 戸別収集運搬業務経費 (清水収集センター分)	自令和8年度 至令和9年度	154,500千円 令和7年度に不燃・粗大ごみ戸別収集運搬業務委託契約を締結し、その金額を令和9年度に支払う。
沼上清掃工場 電気・計装設備等 改修事業費	令和8年度	93,000千円 令和7年度に沼上清掃工場電気・計装設備等修繕契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
森林カーボンクレジット 創出事務局運営費	自令和8年度 至令和9年度	40,000千円 令和7年度に森林カーボンクレジット創出事務局運営業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降2年間で支払う。
森林カーボンクレジット 創出事業負担金 (その1)	自令和8年度 至令和9年度	40,000千円 令和7年度に森林カーボンクレジット創出事業に係る協定を締結し、その金額の一部を令和8年度以降2年間で交付する。
森林カーボンクレジット 創出事業負担金 (その2)	自令和8年度 至令和9年度	40,000千円 令和7年度に森林カーボンクレジット創出事業に係る協定を締結し、その金額の一部を令和8年度以降2年間で交付する。
企業立地促進事業 補助金 (令和7年度分 その1)	自令和8年度 至令和9年度	417,000千円 令和7年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和8年度以降2年間で交付する。
企業立地促進事業 補助金 (令和7年度分 その2)	令和8年度	141,109千円 令和7年度に企業立地促進事業補助金を交付決定し、その金額の一部を令和8年度に交付する。
第70回静岡まつり 補助金	令和8年度	70,624千円 令和7年度に第70回静岡まつり補助金を交付決定し、その金額を令和8年度に交付する。

国 道 新 ラ ジ オ 本 才 備 事 業	1 5 0 号 ト ン ネ ル 設 備 費	令 和 8 年 度	令和7年度に国道150号新日本坂トンネルラジオ再放送設備整備工事請負契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	230,000千円
国 道 新 換 整 備 事 業	1 5 0 号 ト ン ネ ル 設 備 費	令 和 8 年 度	令和7年度に国道150号新日本坂トンネル換気設備整備工事請負契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	27,000千円
新 道 路 改 良 事 業	丹 良 谷 線 費	令 和 8 年 度	令和7年度に新丹谷線道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	70,000千円
一 般 道 路 改 良 事 業	横 砂 線 費	令 和 8 年 度	令和7年度に一般県道茂畑横砂線道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	120,000千円
国 道 久 能 新 古 道 路 改 良 事 業	1 5 0 号 拓 橋 費	令 和 8 年 度	令和7年度に国道150号久能拓幅（新古安橋）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	60,000千円
国 道 久 能 柳 道 路 改 良 事 業	1 5 0 号 拓 橋 費	令 和 8 年 度	令和7年度に国道150号久能拓幅（柳沢橋）道路改良工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	240,000千円
御 幸 町 鷹 匠 町 2 号 電 線 共 同 溝 整 備 事 業	線 費	令 和 8 年 度	令和7年度に御幸町鷹匠町2号線電線共同溝整備工事請負契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	220,000千円
主 要 山 脇 耐 震 補 強 ・ 補 修 事 業	地 方 大 谷 線 橋 費	令 和 8 年 度	令和7年度に主要地方道山脇大谷線長沼大橋耐震補強・補修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	155,000千円
主 要 山 脇 耐 震 補 強 監 督 支 援 業 務 経 費	地 方 大 谷 線 橋 事 費	令 和 8 年 度	令和7年度に主要地方道山脇大谷線長沼大橋耐震補強・補修工事監督支援業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	15,000千円
一 大 狩 野 補 修 事 業	一 般 静 岡 道 線 橋 費	令 和 8 年 度	令和7年度に一般県道大川静岡線狩野橋歩道橋補修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	65,000千円
井 宮 北 小 学 校 雨 水 貯 留 施 設 整 備 事 業	学 校 設 費	令 和 8 年 度	令和7年度に井宮北小学校雨水貯留施設整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	95,000千円

準用河川旧巴川 河川改修事業 川費	令和8年度	令和7年度に準用河川旧巴川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	15,000千円
横砂地内水路 河川改修事業 川費	令和8年度	令和7年度に横砂地内水路河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	20,000千円
旧巴川 橋りょう架替事業 川費	自令和8年度 至令和9年度	令和7年度に旧巴川橋りょう架替工事請負契約を締結し、その金額を令和8年度以降2年間で支払う。	335,000千円
見性寺 河川改修事業 川費	令和8年度	令和7年度に見性寺川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	33,000千円
原田2号 河川改修事業 川費	令和8年度	令和7年度に原田2号川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	40,000千円
谷津沢 河川改修事業 川費	令和8年度	令和7年度に谷津沢川河川改修工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	30,000千円
浜川水門 遠隔操作システム 機器設置 門ム費	自令和8年度 至令和12年度	令和7年度に浜川水門遠隔操作システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。	35,817千円
青葉緑地再 設計業務再 経編費	令和8年度	令和7年度に青葉緑地再編設計業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。	28,300千円
宮前岳美 街路整備事業 線費	令和8年度	令和7年度に宮前岳美線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	140,000千円
あさはた 街路整備事業 線費	令和8年度	令和7年度にあさはた線街路整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。	100,000千円
市営住宅 給湯設備設置 (東新田高層団地2号棟) 宅費	自令和8年度 至令和17年度	令和7年度に市営住宅給湯設備賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降10年間で支払う。	35,673千円

市営住宅設置費 (東新田高層団地 3号棟外1棟)	自 令和8年度 至 令和17年度	令和7年度に市営住宅給湯設備賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降10年間で支払う。 55,062千円
市営住宅設置費 (清水西久保団地)	自 令和8年度 至 令和17年度	令和7年度に市営住宅給湯設備賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降10年間で支払う。 6,832千円
上土団地解体事業費	令和8年度	令和7年度に上土団地解体工事請負契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。 159,300千円
学齢簿システム 機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度に学齢簿システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。 1,607千円
小学校特別教室空調設備 整備事業費	令和8年度	令和7年度に小学校特別教室空調設備整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。 1,271,700千円
由比地区小中一貫校 耐震補強・改修工事 設計業務経費	令和8年度	令和7年度に由比地区小中一貫校耐震補強・改修工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。 50,000千円
駿府城跡天守台 野外展示施設 整備事業費	令和8年度	令和7年度に駿府城跡天守台野外展示施設整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。 370,000千円
スポーツ・生涯学習施設 予約システム 機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度にスポーツ・生涯学習施設予約システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。 25,970千円
学校給食管理システム 機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	令和7年度に学校給食管理システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。 7,380千円
令和7年度における 地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務	自 令和7年度 至 令和17年度	元金1,073,000,000千円及び利子相当額 令和7年度に共同発行する市場公募地方債の発行総額から本市負担分を除いた元金及びこれに対する利子相当額に係る連帯債務。
令和7年度における 地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務 (グリーンボンド分)	自 令和7年度 至 令和17年度	元金129,000,000千円及び利子相当額 令和7年度に共同発行する市場公募地方債の発行総額から本市負担分を除いた元金及びこれに対する利子相当額に係る連帯債務。

第5表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
財産管理事業	113,100	1 借入先	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
車両管理事業	4,800	政府、銀行その他	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	
地域振興施設整備事業	15,300	2 借入方法		
ヘリポート事業	57,600	普通貸借又は債券発行		
市民文化会館建設事業	230,600	(他の地方公共団体との共同発行を含む。)		
企画調整事業	59,400			
静岡音楽館整備事業	85,500	3 借入時期		
東海道広重美術館整備事業	7,900	令和7年度		
生涯学習施設整備事業	27,900	ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		
生涯学習施設建設事業	106,400			
海洋文化施設建設事業	361,500			
アリーナ建設事業	882,900			
社会福祉施設整備事業	65,800			
老人福祉施設整備事業	86,900			
障害者福祉施設整備事業	56,200			
児童クラブ室整備事業	33,100			
児童福祉施設整備事業	71,500			
児童相談所整備事業	19,200			
こども園・保育所等施設整備事業	156,000			
救護所整備事業	33,500			
看護専門学校整備事業	51,700			
環境政策施設整備事業	1,453,200			
環境保健研究所機器整備事業	19,500			
斎場整備事業	120,000			
水道施設整備事業	19,500			
環境保健研究所建設事業	131,400			
墓地整備事業	10,800			
精神保健福祉施設整備事業	16,200			

資源循環啓発施設整備事業	5,800			
清掃工場施設整備事業	1,026,300			
最終処分場整備事業	2,106,600			
清水ストックヤード建設事業	134,500			
畜産業事業	4,100			
農道等維持管理事業	51,100			
農道等新設改良事業	171,900			
林道事業	235,500			
治山事業	87,000			
漁港管理事業	224,000			
海岸保全施設整備事業	8,500			
商工総務事業	24,300			
工業振興事業	49,500			
観光施設整備事業	161,100			
港湾管理事業	115,300			
清水港海づり公園建設事業	170,600			
港湾建設事業	404,200			
道路維持事業	1,607,800			
道路新設改良事業	6,472,500			
交通安全施設整備事業	281,300			
橋りょう整備事業	1,137,400			
渡船整備事業	41,400			
河川改修事業	1,259,800			
土地区画整理組合指導事業	509,900			
市街地整備事業	229,100			
清水駅周辺開発推進事業	99,000			
草薙駅周辺整備事業	198,200			
街路築造事業	492,600			
公園管理事業	11,800			
公園整備事業	1,263,600			
公営住宅建設事業	408,100			

動物園整備事業	14,200			
消防施設整備事業	4,995,700			
災害対策事業	1,172,600			
教育指導事業	36,800			
教職員住宅建設事業	31,500			
小学校建設事業	314,800			
中学校建設事業	3,005,700			
高等学校管理事業	733,600			
文化財保護事業	88,100			
図書館整備事業	30,200			
博物館整備事業	89,100			
駿府城跡天守台 野外展示施設建設事業	166,500			
体育施設整備事業	85,500			
体育館整備事業	167,000			
総合運動場整備事業	283,700			
学校給食施設整備事業	55,300			
ローラースポーツ パーク建設事業	74,600			
斎場災害復旧事業	36,000			
農業用施設 災害復旧事業	164,000			
林道災害復旧事業	210,500			
漁港災害復旧事業	40,000			
農地災害復旧事業	37,000			
観光施設災害復旧事業	20,000			
道路橋りょう 災害復旧事業	1,490,200			
河川災害復旧事業	866,600			
公園災害復旧事業	100,000			
文化財災害復旧事業	40,800			
体育施設災害復旧事業	66,600			

特 別 会 計

議案第50号

令和7年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算

令和7年度静岡市の電気事業経営記念基金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ788,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		288,198
	1 財産運用収入	288,198
2 繰入金		500,000
	1 基金繰入金	500,000
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
	歳 入 合 計	788,300

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 積立金		287,386
	1 積立金	287,386
2 諸支出金		500,814
	1 恩給費	814
	2 一般会計繰出金	500,000
3 予備費		100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	788,300

議案第 5 1 号

令和 7 年度静岡市土地区画整理清算金会計予算

令和 7 年度静岡市の土地区画整理清算金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	区画整理清算収入	97
	1 区画整理清算収入	97
2	繰越金	1
	1 繰越金	1
3	諸収入	2
	1 延滞金	1
	2 預金利息	1
	歳 入 合 計	100

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	諸支出金	100
	1 一般会計繰出金	100
	歳 出 合 計	100

令和7年度静岡市公共用地取得事業会計予算

令和7年度静岡市の公共用地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,542,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		142,700
	1 財産売却収入	142,700
2 繰入金		100
	1 他会計繰入金	100
3 諸収入		100
	1 預金利子	100
4 市債		1,400,000
	1 市債	1,400,000
歳 入 合 計		1,542,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公共用地取得費		1,400,000
	1 公共用地取得費	1,400,000
2 諸支出金		142,700
	1 繰出金	142,700
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		1,542,900

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路用地取得事業	千円 340,000	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
街路用地取得事業	1,060,000	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	

議案第53号

令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算

令和7年度静岡市の母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ361,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	繰越金	48,080
	1 繰越金	48,080
2	諸収入	313,820
	1 預金利子	10
	2 貸付金元利収入	300,060
	3 雑入	13,750
	歳 入 合 計	361,900

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子・父子・寡婦福祉資金費	361,900
	1 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	348,010
	2 諸費	13,890
	歳 出 合 計	361,900

議案第54号

令和7年度静岡市公債管理事業会計予算

令和7年度静岡市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,499,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		323,000
	1 財産運用収入	323,000
2 繰入金		48,372,900
	1 他会計繰入金	37,149,900
	2 基金繰入金	11,223,000
3 諸収入		100
	1 預金利子	100
4 市債		16,803,000
	1 市債	16,803,000
	歳 入 合 計	65,499,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公債費		65,498,900
	1 公債費	65,498,900
2 予備費		100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	65,499,000

令和 7 年度静岡市競輪事業会計予算

令和 7 年度静岡市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,895,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	競輪事業収入	34,109,798
	1 事業収入	34,109,798
2	財産収入	79,027
	1 財産運用収入	79,027
3	繰入金	365,122
	1 基金繰入金	365,122
4	繰越金	300,000
	1 繰越金	300,000
5	諸収入	41,053
	1 預金利子	1,507
	2 雑入	39,546
	歳 入 合 計	34,895,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	業務費	1,145,426
	1 業務費	1,145,426
2	開催費	33,339,574
	1 開催費	33,339,574
3	諸支出金	400,000
	1 一般会計繰出金	400,000
4	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
	歳 出 合 計	34,895,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
静岡競輪開催業務経費	自 令和8年度 至 令和12年度	<p>令和8年度から令和12年度の各年度における静岡市営競輪の車券売上額に100分の3.3を乗じて得た額。</p> <p>令和7年度に静岡競輪開催業務委託契約を締結し、上記額を限度として令和8年度以降5年間で支払う。</p>

令和7年度静岡市国民健康保険事業会計予算

令和7年度静岡市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,085,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険料	12,352,388
	1 国民健康保険料	12,352,388
2	国民健康保険税	212
	1 国民健康保険税	212
3	一部負担金	2
	1 一部負担金	2
4	使用料及び手数料	11
	1 手数料	11
5	国庫支出金	775,503
	1 国庫補助金	775,503
6	県支出金	47,076,153
	1 県補助金	47,076,152
	2 財政安定化基金交付金	1
7	財産収入	15,849
	1 財産運用収入	15,849
8	繰入金	6,215,100
	1 他会計繰入金	5,354,700
	2 基金繰入金	860,400
9	繰越金	1
	1 繰越金	1
10	諸収入	508,881
	1 延滞金、加算金及び過料	73,571
	2 預金利子	3,285
	3 雑入	432,025
	歳 入 合 計	66,944,100

歳 出

款	項	金 額
1	総務費	千円 2,243,887
	1 総務管理費	743,979
	2 徴収費	1,498,740
	3 運営協議会費	1,168
2	保険給付費	46,234,921
	1 療養諸費	40,108,722
	2 高額療養費	5,928,938
	3 移送費	462
	4 出産育児諸費	130,000
	5 葬祭費	47,000
	6 高額介護合算療養費	19,799
3	国民健康保険事業費納付金	17,467,820
	1 医療給付費分	11,838,100
	2 後期高齢者支援金等分	4,207,414
	3 介護納付金分	1,422,306
4	財政安定化基金拠出金	1
	1 財政安定化基金拠出金	1
5	保健事業費	523,359
	1 特定健康診査等事業費	427,778
	2 保健事業費	95,581
6	基金積立金	15,849
	1 基金積立金	15,849
7	公債費	633
	1 公債費	632
	2 財政安定化基金償還金	1
8	諸支出金	457,629

款	項	金 額
		千円
	1 償還金及び還付加算金	441,976
	2 繰出金	15,653
9 予備費		1
	1 予備費	1
	歳 出 合 計	66,944,100

第1表 歳入歳出予算（直営診療施設勘定）

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	診療収入	22,537
	1 外来収入	20,295
	2 その他の診療収入	2,242
2	使用料及び手数料	110
	1 使用料	5
	2 手数料	105
3	繰入金	117,153
	1 一般会計繰入金	101,500
	2 事業勘定繰入金	15,653
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	1,499
	1 雑入	1,499
	歳 入 合 計	141,300

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 79,114
	1 施設管理費	79,041
	2 研究研修費	73
2 医業費		23,810
	1 医業費	23,810
3 施設整備費		24,561
	1 施設整備費	24,561
4 公債費		13,315
	1 公債費	13,315
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		141,300

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務経費	令和8年度	16,200千円 令和7年度に国民健康保険料納付通知書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
国民健康保険資格確認書封入封緘等業務経費	令和8年度	16,900千円 令和7年度に国民健康保険資格確認書封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
国民健康保険システム機器等設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	219,440千円 令和7年度に国民健康保険システム機器等賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
国民健康保険料納付書読取機設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	5,460千円 令和7年度に国民健康保険料納付書読取機賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
国民健康保険料等コンビニエンスストア等収納代行業務経費	令和8年度	29,100千円 令和7年度に国民健康保険料等コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
電話催告支援システム機器設置費	自 令和8年度 至 令和12年度	8,370千円 令和7年度に電話催告支援システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務経費	令和8年度	4,000千円 令和7年度に国民健康保険特定健康診査受診券封入封緘等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。

議案第57号

令和7年度静岡市駐車場事業会計予算

令和7年度静岡市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	73,631
	1 使用料	73,631
2	繰入金	38,400
	1 一般会計繰入金	38,400
3	繰越金	100
	1 繰越金	100
4	諸収入	569
	1 預金利子	1
	2 雑入	568
	歳 入 合 計	112,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	業務費	107,685
	1 業務費	107,685
2	公債費	4,915
	1 公債費	4,915
3	予備費	100
	1 予備費	100
	歳 出 合 計	112,700

令和7年度静岡市介護保険事業会計予算

令和7年度静岡市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,883,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	保険料	15,905,533
	1 介護保険料	15,905,533
2	国庫支出金	17,809,552
	1 国庫負担金	13,390,232
	2 国庫補助金	4,419,320
3	支払基金交付金	20,439,390
	1 支払基金交付金	20,439,390
4	県支出金	10,798,161
	1 県負担金	10,481,917
	2 県補助金	316,244
5	財産収入	8,963
	1 財産運用収入	8,963
6	繰入金	12,733,845
	1 一般会計繰入金	11,749,000
	2 基金繰入金	984,845
7	繰越金	176,000
	1 繰越金	176,000
8	諸収入	11,556
	1 延滞金、加算金及び過料	4,624
	2 預金利子	1,715
	3 雑入	5,217
	歳 入 合 計	77,883,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,554,192
	1 総務管理費	1,155,014
	2 徴収費	18,098
	3 介護認定審査会費	379,397
	4 趣旨普及費	1,683
2 保険給付費		73,459,599
	1 介護サービス等諸費	68,396,716
	2 介護予防サービス等諸費	1,776,629
	3 その他諸費	56,564
	4 高額介護サービス等費	1,777,555
	5 特定入所者介護サービス等費	1,247,284
3 地域支援事業費		2,387,596
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,024,444
	2 一般介護予防事業費	94,319
	3 包括的支援事業・任意事業費	263,919
	4 その他諸費	4,914
4 基金積立金		8,963
	1 基金積立金	8,963
5 公債費		1,783
	1 公債費	1,783
6 諸支出金		469,867
	1 償還金及び還付加算金	175,000
	2 繰出金	294,867
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000

款	項	金 額
	歳 出 合 計	千円 77,883,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料コンビニエンスストア等収納代行業務経費	令和8年度	4,400千円 令和7年度に介護保険料コンビニエンスストア等収納代行業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
介護保険料特別徴収開始通知書及び納入通知書作成等業務経費	令和8年度	10,300千円 令和7年度に介護保険料特別徴収開始通知書及び納入通知書作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。

議案第59号

令和7年度静岡市介護保険サービス会計予算

令和7年度静岡市の介護保険サービス会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	46,690
	1 使用料	43,469
	2 手数料	3,221
2	繰入金	69,800
	1 一般会計繰入金	69,800
3	繰越金	500
	1 繰越金	500
4	諸収入	10
	1 預金利子	5
	2 雑入	5
	歳 入 合 計	117,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	サービス費	116,500
	1 サービス事業費	116,500
2	予備費	500
	1 予備費	500
	歳 出 合 計	117,000

議案第60号

令和7年度静岡市中央卸売市場事業会計予算

令和7年度静岡市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ698,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	使用料及び手数料	347,800
	1 使用料	347,800
2	財産収入	800
	1 財産運用収入	800
3	繰入金	165,388
	1 一般会計繰入金	137,400
	2 基金繰入金	27,988
4	繰越金	21,000
	1 繰越金	21,000
5	諸収入	163,712
	1 預金利子	58
	2 雑入	163,654
	歳 入 合 計	698,700

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 696,700
	1 総務管理費	691,455
	2 業務費	5,245
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		698,700

議案第61号

令和7年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算

令和7年度静岡市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,225,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	10,600,900
	1 後期高齢者医療保険料	10,600,900
2	繰入金	2,238,500
	1 一般会計繰入金	2,238,500
3	繰越金	360,000
	1 繰越金	360,000
4	諸収入	26,300
	1 延滞金、加算金及び過料	2,500
	2 預金利子	1,500
	3 他団体納入金	22,300
	歳 入 合 計	13,225,700

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療広域連合納付金	13,201,900
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	13,201,900
2	諸支出金	23,800
	1 償還金及び還付加算金	22,300
	2 繰出金	1,500
	歳 出 合 計	13,225,700

令和7年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算

令和7年度静岡市の静岡市立静岡病院事業債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ988,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1	分担金及び負担金	688,200
	1 負担金	688,200
2	市債	300,000
	1 市債	300,000
	歳 入 合 計	988,200

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	貸付金	300,000
	1 貸付金	300,000
2	公債費	688,200
	1 公債費	688,200
	歳 出 合 計	988,200

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡病院事業 貸付金	千円 300,000	1 借入先 銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は 債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

企 業 会 計

令和7年度静岡市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	649戸
(2) 年間総配水量	123,090 ^m ³
(3) 一日平均配水量	337 ^m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 簡易水道事業収益	150,117千円
第1項 営業収益	15,485千円
第2項 営業外収益	134,632千円
支 出	
第1款 簡易水道事業費用	129,900千円
第1項 営業費用	119,456千円
第2項 営業外費用	9,944千円
第3項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,500千円は、当年度分損益勘定留保資金等9,283千円及び当年度利益剰余金処分額19,217千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	33,100千円
第1項 他会計支出金	33,100千円

支 出	
第1款 資本的支出	61,600千円
第1項 建設改良費	3,467千円
第2項 企業債償還金	57,633千円
第3項 予備費	500千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 簡易水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 26,429千円

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、95,161千円である。

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち、19,217千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|---------|-----------|
| (1) 病床数 | 一般病床 | 463床 |
| (2) 患者数 | 年間延患者数 | |
| | 入院 | 105,704人 |
| | 外来 | 145,387人 |
| | 1日平均患者数 | |
| | 入院 | 290人 |
| | 外来 | 601人 |
| (3) 主要な建設改良事業 | 病棟改修事業 | 247,000千円 |
| | 医療器械等購入 | 500,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	11,895,300千円
第1項 医業収益	9,520,212千円
第2項 医業外収益	2,375,088千円
支 出	
第1款 病院事業費用	12,879,000千円
第1項 医業費用	12,523,677千円
第2項 医業外費用	354,323千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額888,976千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,909千円及び過年度分損益勘定留保資金821,067千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	790,024千円
第1項 企業債	737,000千円
第2項 出資金	37,500千円
第3項 寄附金	1,000千円
第4項 貸付金返還金	14,448千円
第5項 基金運用収入	76千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,679,000千円
第1項 建設改良費	1,144,834千円
第2項 貸付金	71,700千円
第3項 企業債償還金	461,699千円
第4項 基金積立金	767千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療機器保守経費 (令和7年度購入分)	令和8～13年度	300,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病棟改修事業	247,000千円	1 借入先 政府、銀行その他	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。
医療機器整備事業	490,000千円	2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,678,777千円

(2) 交際費 171千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,000,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,370,000千円と定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	1,402戸
(2) 年間総処理水量	463,904 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,267 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
農業集落排水整備事業	86,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 農業集落排水事業収益	486,700千円
第1項 営業収益	46,634千円
第2項 営業外収益	440,066千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費用	469,000千円
第1項 営業費用	431,472千円
第2項 営業外費用	36,528千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,159千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額166千円、当年度分損益勘定留保資金70,488千円及び当年度利益剰余金処分額17,505千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	123,841千円
第1項	企業債	34,400千円
第2項	国庫（県）支出金	35,414千円
第3項	他会計支出金	39,027千円
第4項	負担金	15,000千円

支 出		
第1款	資本的支出	212,000千円
第1項	建設改良費	89,548千円
第2項	企業債償還金	121,452千円
第3項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	34,400千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 50,022千円

(他会計からの補助金)

第9条 農業集落排水事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、214,767千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち17,505千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 資本的収入額が支出額に不足する額に補てんする。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	315,898戸
(2) 年間総配水量	79,272,890 ^m
(3) 一日平均配水量	217,186 ^m
(4) 主要な建設改良事業	
水道整備費	7,971,052千円
導送配水管布設等	11,348m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	11,975,000千円
第1項 営業収益	11,332,124千円
第2項 営業外収益	637,609千円
第3項 特別利益	5,267千円
支 出	
第1款 水道事業費用	10,882,000千円
第1項 営業費用	10,145,385千円
第2項 営業外費用	735,615千円
第3項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,320,000千円は、減債積立金1,717,856千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額664,237千円、過年度分損益勘定留保資金3,735,157千円及び当年度分損益勘定留保資金202,750千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,400,000千円
第1項 企業債	3,814,400千円
第2項 国庫（県）支出金	130,000千円
第3項 他会計支出金	193,517千円
第4項 負担金	62,083千円
第5項 その他資本的収入	200,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	10,720,000千円
第1項 建設改良費	8,183,547千円
第2項 企業債償還金	2,336,453千円
第3項 投資	200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
与一配水場外水道施設修繕事業費	令和8年度	77,000千円
城内町外配水管整備事業費	令和8年度	1,327,000千円
上下水道お客様サービスセンター電話交換機設置費	令和8～12年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費（その1）	令和8年度	5,000千円
水道料金及び下水道使用料徴収システム改修業務経費（その2）	令和8年度	8,000千円
駿河区小坂中継ポンプ施設実施設計業務経費	令和8年度	30,000千円
清水区清地配水本管及び配水管切り直し工事費	令和8年度	120,000千円
葵区東草深町外導水管及び配水管布設替工事費	令和8年度	275,000千円
葵区牛妻・門屋導水管布設替工事費	令和8～10年度	2,800,000千円
丸子新田取水場3号井取水ポンプ等設置工事費	令和8年度	28,000千円
丸子新田取水場3号井電気設備設置工事費	令和8年度	60,000千円
八幡配水場空調設備設置工事費	令和8年度	11,000千円
村松配水場2号送水ポンプ等更新工事費	令和8年度	183,000千円
蒲原中配水池緊急遮断弁更新工事費	令和8年度	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,814,400千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,516,049千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、89,763千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、5,140千円と定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

令和7年度静岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	273,654戸
(2) 年間総処理水量	144,590,938 ^m ³
(3) 一日平均処理水量	396,140 ^m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備費	10,683,613千円
下水道管渠布設等	12,745m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	22,594,000千円
第1項	営業収益	16,416,690千円
第2項	営業外収益	6,177,310千円
支		出
第1款	下水道事業費用	21,780,000千円
第1項	営業費用	20,055,650千円
第2項	営業外費用	1,723,350千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,557,000千円は、減債積立金970,928千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額675,469千円及び当年度分損益勘定留保資金6,910,603千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	11,072,000千円
第1項	企業債	8,258,600千円
第2項	出資金	434,000千円
第3項	国庫(県)支出金	2,122,058千円
第4項	他会計支出金	18,500千円
第5項	負担金	238,842千円

支 出		
第1款	資本的支出	19,629,000千円
第1項	建設改良費	10,733,000千円
第2項	企業債償還金	8,896,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中島処理区外下水道管路施設新設事業費	令和8年度	400,000千円
高松処理区外下水道管路施設改築事業費	令和8年度	500,000千円
静清浄化センター外脱水汚泥収集運搬・処分業務経費	令和8年度	879,000千円
清水南部浄化センター汚泥処理棟解体工事費	令和8年度	211,000千円
大沢地区雨水渠築造工事費	令和8～9年度	1,300,000千円
瓦場町地区雨水渠築造工事費	令和8年度	160,000千円
静清処理区編入切替管渠築造工事費	令和8年度	266,000千円
中島処理区大谷1号幹線布設替工事費	令和8年度	200,000千円
渋川雨水ポンプ場機械設備工事費	令和8年度	611,000千円
渋川雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	715,000千円
高橋雨水ポンプ場電気設備工事費	令和8年度	73,000千円
中島浄化センター2号焼却設備灰ホッパ等改築工事費	令和8～9年度	1,405,000千円
静清浄化センター管廊継手改築工事費	令和8年度	149,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機機械設備改築工事費	令和8年度	769,000千円
中島雨水ポンプ場No.3・4除塵機電気設備改築工事費	令和8年度	57,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ機械設備改築工事費	令和8年度	241,000千円
浜田ポンプ場汚水ポンプ電気設備改築工事費	令和8年度	85,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,258,600千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 令和7年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,637,618千円
(2) 交際費 200千円

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

そ の 他 の 議 案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(静岡市名誉市民条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 静岡市名誉市民条例(平成16年静岡市条例第7号)第5条第2項
- (2) 静岡市功労者表彰条例(平成16年静岡市条例第8号)第4条第2項

(静岡市情報公開条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第36条
- (2) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号)附則第5項
及び第6項
- (3) 静岡市行政不服審査法施行条例(平成28年静岡市条例第17号)第22条
- (4) 静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成15年静岡市条例第178号)第17条
- (5) 静岡市屋外広告物条例(平成15年静岡市条例第229号)第37条
- (6) 静岡市法定外公共物管理条例(平成15年静岡市条例第252号)第18条

(静岡市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 静岡市特別職の職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第47号)第10条第1項及
び第2項並びに第12条第1項
- (2) 静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)第29条第3号及び第4号
並びに第30条第1項第1号及び第3項第1号
- (3) 静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)第17条の5第1項第1号及

び第5項第2号、第17条の6の見出し及び同条第1項第1号、第17条の7第1項第1号並びに第17条の9第4項

(4) 静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）第9条第2項第3号並びに第3項第3号及び第12号

(5) 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）第5条第1号

(6) 静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成15年静岡市条例第290号）第7条第1号

(7) 静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）第7条第1号
（静岡市中心身障害者扶養共済条例の一部改正）

第4条 静岡市中心身障害者扶養共済条例（平成16年静岡市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（静岡市中央卸売市場業務条例の一部改正）

第5条 静岡市中央卸売市場業務条例（令和2年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号及び第16条第4項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条第2項第2号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

第30条第2項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（静岡市職員退隠料等支給条例の一部改正）

第6条 静岡市職員退隠料等支給条例（昭和23年静岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第3号及び第23条第1項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第29条第1項第2号及び第45条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（静岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の静岡市特別職の職員の給与に関する条例第10条第2項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（静岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例第30条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（静岡市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

7 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の静岡市職員退職手当支給条例第17条の5第1項及び第5項、第17条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条の9第4

項並びに静岡市職員退職手当支給条例第17条の9第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

静岡市土地整備基金条例の制定について

静岡市土地整備基金条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市土地整備基金条例

(設置)

第1条 市内における土地の価値の増加及び有効な利用を目的として、低未利用地及びその周辺の道路等を整備する事業に要する経費の財源に充てるため、静岡市土地整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利

用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、静岡市健康福祉審議会条例(平成19年静岡市条例第19号)に基づく静岡市健康福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

らない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成す

るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」とい

う。) 第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。) 又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<ul style="list-style-type: none"> 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又

はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1）保育所 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号）（保育所に係るものに限る。）
- （2）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）
- （3）幼保連携型認定こども園 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）
- （4）家庭的保育事業等を行う事業所 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市手話言語条例の制定について

静岡市手話言語条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市手話言語条例

手話は、手指だけではない体の動き、顔の表情等の複数の視覚的な情報を組み合わせた独自の語彙や文法体系から成り立っています。ろう者をはじめとした日常的に手話を使う市民が、意思疎通や情報伝達的手段として使用していますが、それにとどまらず、ろう者が思考を巡らせ、表現する際にも用いられています。

手話は、元来、ろう者への教育にも用いられてきましたが、国際的に手話の使用の排除が進み、国内でも、口の動きを見て言葉を読み取り、音声で発語する方法である口話法による教育が推し進められ、手話を自由に使うことが認められない時期がありました。

そうした中でも手話は大切に受け継がれ、平成18年に国際連合総会において採択された障害者の権利に関する条約では、手話が言語の一つとして定義付けられ、「手話の使用を認め、及び促進すること」が、締約国がとる措置として明記されました。国内でも、平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置付けられました。

一方、今なお、手話への理解が浸透していないことで、ろう者が手話の使用をためらうことがあり、このことは、ろう者にとって、自らの意思が尊重されないなどの不安につながっています。

ろう者をはじめとした手話を必要とする全ての人々が、時間や場所を問わず、安心して自由に手話を使用できるようにするためには、地域社会において手話が言語であることの理解を深めていくことが重要です。

手話への理解を契機として、市民が多様な人々に対する理解を深め、互いに尊重し合う心を育み、全ての市民が安心して暮らすことができることを目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普

及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいがある者のうち、手話を言語として使用し、日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする全ての市民が手話で意思疎通を図る権利を有することを前提に、ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に参画し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(手話に関する施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び発信並びに手話を使用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める施策

2 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において、前項に掲げる施策を定めて推進するものとする。

3 市は、手話に関する施策の推進に当たっては、ろう者及び手話通訳者その他の手話に関わ

る者の意見を聴くものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期の報告に付加する事項)

第2条 法第19条第2項又は第38条第2項の規定により条例で付加する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告に係る期間（以下「報告に係る期間」という。）に盛土をしたときに用いた土石の性質
 - (2) 報告に係る期間に盛土をしたときに用いた土石が発生した、又は堆積されていた場所（以下「発生場所」という。）の名称（発生場所が工事現場である場合にあつては、当該工事の名称）、所在地並びに管理者（発生場所が工事現場である場合にあつては、当該工事の発注者）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (3) 報告に係る期間に盛土をしたときに用いた土石の発生場所ごとの数量
 - (4) 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告の時点における工事の施行中の災害の防止のために必要な措置の状況
- (条例で定める特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第3条 法第32条の規定により条例で定める特定盛土等の規模は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）第3条各号に掲げるものとする。

2 法第32条の規定により条例で定める土石の堆積の規模は、政令第4条各号に掲げるものとする。

(工事の着手届)

第4条 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた者（法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の工事主（法第2条第7号に規定する工事主をいう。以下同じ。）又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の工事主を除く。以下「許可取得者」という。）は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（届出事項の変更届）

第5条 法第21条第1項若しくは第3項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者（以下「工事届出者」という。）は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更後の工事に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事の完了届）

第6条 工事届出者は、当該届出に係る工事を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事の廃止届等）

第7条 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開したときは、工事を廃止し、若しくは休止し、又は休止した工事を再開した日から起算して15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 許可取得者又は工事届出者は、工事を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止に伴い必要となる安全上の措置（以下「安全上の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、許可取得者又は工事届出者は、規則で定めるところにより、安全上の措置に関する計画書を作成し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（許可に基づく地位の承継）

第8条 許可取得者に相続その他の一般承継があったときは、その承継人が被承継人の有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、当該承継人は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年5月26日から施行する。

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 博物館及び静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関する事（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- (2) スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
- (3) 文化に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に法令、条例若しくは教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした本則の事務に係る処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法令等の規定により教育委員会に対してなされた本則の事務に係る申請その他の行為で施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなるものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(静岡市附属機関設置条例の一部改正)

- 3 静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

静岡市 歴史博 物館収 集資料 審議委 員会	静岡市歴史博物館において て収集する資料について 審議すること。	5人以内	学識経 験を有 する者	2年	委員の互選 により定め る者
---------------------------------------	--	------	-------------------	----	----------------------

を

静岡市 歴史博 物館収 集資料 審議委 員会	静岡市歴史博物館において て収集する資料について 審議すること。	5人以内	学識経 験を有 する者	2年	委員の互選 により定め る者
静岡市 史跡小 島陣屋 跡整備 委員会	史跡小島陣屋跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識経 験を 有す る者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
静岡市 史跡片 山廃寺 跡整備 委員会	史跡片山廃寺跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識経 験を 有す る者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者

に、

静岡市 サッカー スタジアム を活か したま ちづく り検討 委員会	1 市のまちづくりに資 するサッカースタジア ムについて調査審議す ること。 2 サッカースタジアム を活かした周辺のまち づくりについて調査審 議すること。	15人以内	1 ス ポー ツ施 設に 関し 優れ た識 見を 有す る者 2 サ ッカ ー関 係団 体を 代表 する 者 3 経 済団 体を 代表 する 者 4 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
---	--	-------	---	----	----------------------

を

静岡市	1 市のまちづくりに資	15人以内	1 ス	2年	委員の互選
-----	-------------	-------	-----	----	-------

<p>サッカースタジアムを活かしたまちづくり検討委員会</p>	<p>するサッカースタジアムについて調査審議すること。</p> <p>2 サッカースタジアムを活かした周辺のまちづくりについて調査審議すること。</p>		<p>スポーツ施設に優れた識見を有する者</p> <p>2 サッカー関係団体を代表する者</p> <p>3 経済団体を代表する者</p> <p>4 市民</p>	<p>により定める者</p>
<p>静岡市スポーツ推進審議会</p>	<p>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づくスポーツの推進に関する重要事項の調査審議をし、又は市長</p>	<p>15人以内</p>	<p>1 学識経験を有する者</p>	<p>2年</p> <p>委員の互選により定める者</p>

に

	に意見を述べること。		2 関係行政機関の職員		
			3 スポーツ団体の代表者		
			4 市民		

」

改める。

別表第1の2教育委員会の表中

「

静岡市食教育推進委員会	市立の小学校及び中学校の食教育の基本となる計画の策定及び食教育の推進を図るための事業について調査審議すること。	8人以内	1 学識経験を有する者 2 市立の小学校及び中学校の児童及	2年	教育長
-------------	---	------	----------------------------------	----	-----

			び 生 徒 の 保 護 者 3 教 育長 4 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 校 長 5 市 職 員		
静 岡 市 ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会	スポーツ基本法（平成23 年法律第78号）第31条の 規定に基づくスポーツ の推進に関する重要事 項の調査審議をし、又は 教育委員会に意見を述 べること。	15人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 関 係 行 政 機 関 の 職 員 3 ス ポ ー ツ 団 体 の	2年	委員の互選 により定め る者

を

			代 表 者 4 市 民		
静 岡 市 史 跡 小 島 陣 屋 跡 整 備 委 員 会	史跡小島陣屋跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者
静 岡 市 史 跡 片 山 廃 寺 跡 整 備 委 員 会	史跡片山廃寺跡の整備及 び活用について審議する こと。	7人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 民	2年	委員の互選 により定め る者

「

静 岡 市 食 教 育 推 進 委 員 会	市立の小学校及び中学 校の食教育の基本とな る計画の策定及び食教 育の推進を図るための 事業について調査審議 すること。	8人以内	1 学 識 経 験 を 有 す る 者 2 市 立 の 小 学 校 及 び 中	2年	教育長
--------------------------------	---	------	--	----	-----

		学 校 の 児 童 及 び 生 徒 の 保 護 者 3 教 育長 4 市 立 の 小 学 校 及 び 中 学 校 の 校 長 5 市 職 員		に
--	--	--	--	---

」

改める。

(静岡市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に静岡市附属機関設置条例の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市附属機関設置条例別表第1に規定する静岡市スポーツ推進審議会、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会又は静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会（以下この項において「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市附属機関設置条例（以下この項において「新附属機関条例」という。）別表第1に規定する静岡市スポーツ推進審議会、静岡市史跡小島陣屋跡整備委員会又は静岡市史跡片山廃寺跡整備委員会の委員として市長から委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新附属機関条例別表第1の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間

とする。

(静岡市総合運動場条例の一部改正)

- 5 静岡市総合運動場条例(平成15年静岡市条例第123号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条第2項及び第3項並びに第6条第2項第1号及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条第1号及び第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第1の9その他の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1及び別表第2の7その他の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1中「教育委員会」を「市長」に改める。

(静岡市体育館条例の一部改正)

- 6 静岡市体育館条例(平成15年静岡市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条第2項並びに第5条第2項第2号及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会等」を「市長等」に、「教育委員会を」を「市長を」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第7条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第10条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第12条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第13条各号列記以外の部分中「教育委員会等」を「市長等」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第22条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2の2静岡市中央体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1、別表第3の2静岡市南部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1、別表第4の2静岡市長田体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1、別表第5の2静岡市東部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1及び別表第6の2静岡市北部体育館の附帯設備の利用料金の限度額の表備考1中「教育委員会」を「市長」に改める。

(静岡市城北運動場条例の一部改正)

- 7 静岡市城北運動場条例(平成15年静岡市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書並びに第5条第1項ただし書及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1号及び第20条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正)

- 8 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例(平成15年静岡市条例第126号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育」を「スポーツ」に改める。

第3条ただし書中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号、第9条及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例の一部改正)

- 9 静岡市清水ナショナルトレーニングセンター条例(平成15年静岡市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条ただし書、第16条第4号及び第17条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例の一部改正)

- 10 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例(平成15年静岡市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条ただし書、第4条ただし書及び第3号、第15条第4号並びに第16条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市スポーツ広場条例の一部改正)

- 11 静岡市スポーツ広場条例(平成15年静岡市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条ただし書及び第5条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会等」を「市長等」に、「教育委員会を」を「市長を」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第7条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第10条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条及び第13条中「教育委員会等」を「市長等」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水駅東口クライミング場条例の一部改正)

- 12 静岡市清水駅東口クライミング場条例(平成15年静岡市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第3条ただし書及び第2号、第4条、第5条並びに第8条第2号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市キャンプ場条例の一部改正)

- 13 静岡市キャンプ場条例(平成15年静岡市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第1条中「体育の向上」を「スポーツの振興」に改める。

第3条第2項中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第8条第2号及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市清水庵原球場条例の一部改正)

- 14 静岡市清水庵原球場条例(平成17年静岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に改める。

第5条ただし書及び第6条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

第21条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市蒲原プール条例の一部改正)

- 15 静岡市蒲原プール条例（平成17年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第3条から第5条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市博物館条例の一部改正)

- 16 静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第6号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条ただし書、第5条ただし書、第8条第1項、第9条、第11条第3項及び第4項並びに第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市博物館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 この条例の施行の際現に静岡市博物館条例第11条第3項の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市博物館条例第11条第1項に規定する静岡市立登呂博物館協議会又は静岡市立芹沢銈介美術館協議会（以下この項において「旧博物館協議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市博物館条例（以下この項において「新博物館条例」という。）第11条第1項に規定する静岡市立登呂博物館協議会又は静岡市立芹沢銈介美術館協議会の委員として市長から委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新博物館条例第11条第5項本文の規定にかかわらず、旧博物館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市自然の家条例の一部改正)

- 18 静岡市自然の家条例（平成15年静岡市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第6条ただし書、第7条ただし書及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第22条中「教育委員会事務局」を「環境局」に改める。

第23条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市自然の家条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 この条例の施行の際現に静岡市自然の家条例第18条第2項の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市自然の家条例第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会（以下この項において「旧自然の家運営協議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市自然の家条例（以下この項において「新自然の家条例」という。）第17条に規定する静岡市自然の家運営協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新自然の家条例第19条第1項本文の規定にかかわらず、旧自然の家運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(静岡市文化財保護条例の一部改正)

- 20 静岡市文化財保護条例（平成15年静岡市条例第281号）の一部を次のように改正する。

第3条中「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項から第4項まで及び第6項並びに第5条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条から第9条まで、第10条第2項、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条、第14条第1項、第2項及び第4項、第16条、第17条第1項、第18条第1項から第5項まで、第19条第1項、第2項、第4項、第6項及び第7項、第20条、第21条第1項、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第4項、第25条第1項、第4項及び第7項、第26条、第28条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項、第35条、第36条、第38条第1項及び第2項、第39条第1項、第2項及び第6項、第41条第1項、第42条並びに第43条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第44条中「静岡市に」の次に「、法第190条第2項の規定に基づき」を加える。

第45条中「教育委員会」を「市長」に、「答申」を「建議」に改める。

第47条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第49条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(静岡市文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 この条例の施行の際現に静岡市文化財保護条例第47条の規定により教育委員会から委嘱され、又は任命された前項の規定による改正前の静岡市文化財保護条例第44条に規定する静岡市文化財保護審議会（以下この項において「旧文化財保護審議会」という。）の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の静岡市文化財保護条例（以下この項において「新文化財保護条例」という。）第44条に規定する静岡市文化財保護審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、新文化財保護条例第48条第1項本文の規定にかかわらず、旧文化財保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

静岡市事務分掌条例の一部改正について

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

静岡市事務分掌条例（平成16年静岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条観光交流文化局の事務分掌（2）中「市民文化及び市民スポーツ」を「文化及びスポーツ」に改め、（3）を（4）とし、（2）の次に次のように加える。

（3）博物館に関する事項

第1条環境局の事務分掌中（2）を（3）とし、（1）の次に次のように加える。

（2）森林に関する事項

第1条中「子ども未来局」を「こども未来局」に改め、同条こども未来局の事務分掌（1）中「子ども及び青少年」を「こども及び若者」に改める。

第1条経済局の事務分掌（3）中「農林水産業」を「農業及び水産業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第11条第1項ただし書中「子ども未来局」を「こども未来局」に改める。

（静岡市いじめ防止再調査委員会条例の一部改正）

3 静岡市いじめ防止再調査委員会条例（平成27年静岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども未来局」を「こども未来局」に改める。

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市青少年育成センター運営委員会	青少年の健全育成を推進することを目的として実施する静岡市青少年育成センター事業の運営について調査審議すること。	15人以上	1 青少年の保護及び育成に関係のある機関の職員 2 青少年の保護及び育成に関係のある団体の構成員 3 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市児童虐待事例検証委員会	1 児童がその心に著しく重大な被害を受けた児童虐待の事例について検証すること。 2 児童虐待の再発防止のための方策を検討する	5人以上	児童虐待に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者

を

	こと。				
静岡県障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画に基づき、障害者福祉施設等を整備し、及び運営させるべき者の選考について審査すること。	5人以上	1 学識経験を有する者 2 福祉関係団体を代表する者 3 市職員	2年	市職員

」

「

静岡県こどもの権利擁護委員会	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号りに規定する児童の意見又は意向に関し、調査審議及び意見の具申を行うこと。 2 児童がその心	5人以上	こどもの権利及び児童虐待の防止に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者
----------------	---	------	------------------------------	----	--------------

	身に著しく重大な被害を受けた児童虐待の事例について検証すること。 3 児童虐待の再発防止のための方策を検討すること。				
静岡市障害者福祉施設等整備運営事業者選考委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項の市町村障害児福祉計画に基づき、障害者福祉施設等を整備し、及び運営させるべき者の選考について審査すること。	5人以上	1 学識経験を有する者 2 福祉関係団体を代表する者 3 市職員	2年	市職員

に、

静岡市交通政策協議会	交通政策に関する重要事項について調査審議し、又は市長に意見を述べる	15人以上	1 学識経験を有する者 2 関係団体の代表者	2年	委員の互選により定める者
------------	-----------------------------------	-------	---------------------------	----	--------------

	こと。		3 関係行政機関の職員 4 市民		
静岡市自家用有償旅客運送運営協議会	道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく自家用有償旅客運送の登録等の必要性、旅客から収受する対価その他重要な事項について調査審議すること。	15人以上	1 自家用有償旅客運送に關し優れた識見を有する者 2 一般旅客自動車運送事業に關する団体の代表者 3 一般旅客自動車運送事業の運転者が組織する団体の代表者 4 町内会及び自治会の代表者 5 福祉関係団体の代表者 6 関係行政機関の職員 7 市職員	2年	委員の互選により定める者
静岡市自転車等対策協議会	自転車、原動機付自転車、普通自動2輪車及び大型自動2輪車の利用者の利便の向上及び秩序ある利用の促進に	15人以上	1 関係団体を代表する者 2 関係行政機関の職員 3 市民	2年	委員の互選により定める者

を

	について調査審議すること。				
--	---------------	--	--	--	--

「

静岡市交通政策協議会	交通政策に関する重要事項(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第8条第1項に規定する重要事項を含む。)について調査審議し、又は市長に意見を述べること。	15人以上	1 学識経験を有する者 2 関係団体の代表者 3 関係行政機関の職員 4 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市自家用有償旅客運送運営協議会	道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく自家用有償旅客運送の登録等の必要性、旅客から収受する対価その他重要な事項について調査審議すること。	15人以上	1 自家用有償旅客運送に関し優れた識見を有する者 2 一般旅客自動車運送事業に関する団体の代表者 3 一般旅客自動車運送事業の運転者が組織する団体の代表者 4 町内会及び	2年	委員の互選により定める者

に、

			自治会の代表者 5 福祉関係団体の代表者 6 関係行政機関の職員 7 市職員		
--	--	--	---	--	--

」

「

静岡市空家等対策審議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条及び第22条の規定による措置の方針について調査審議すること。	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
-------------	---	------	-----------	----	--------------

を

」

「

静岡市空家等対策審議会	1 空家等の活用、除却等の事業に関する具体的な計画の作成及び実施について専門的な見地から調査審議すること。 2 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成	5人以内	学識経験を有する者	2年	委員の互選により定める者
-------------	---	------	-----------	----	--------------

に

	26年法律第127号)第13条及び第22条の規定による措置の方針について調査審議すること。				
--	---	--	--	--	--

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例の一部改正について

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,126人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,386人

第2条第9号を次のように改める。

(9) 企業職員 325人

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「(第16条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第16条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第78号

静岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

静岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

静岡市特別職報酬等審議会条例(平成15年静岡市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬」の次に「及び期末手当」を加え、「及び副市長」を「、副市長、教育長、公営企業管理者及び常勤の監査委員」に改め、「給料」の次に「、期末手当及び退職手当」を加える。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取)

第3条 市長は、静岡市人事委員会が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第1項第5号の規定による給与に関する勧告をしたときは、その状況を審議会に報告し、特別職報酬等の額(政務活動費の額を除く。)について意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「次項に定める」を「次項各号に掲げる」に改め、同条第5項中「55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える」を「次の各号に掲げる」に改め、「昇給は、」の次に「当該各号に掲げる職員の区分に応じ」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級又は9級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第12条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第14条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれか」を削り、「扶養親族に」を「扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)に」に、「6,500円」を「13,000円」に改め、「同項第2号」の次に「から第5号までのいずれか」を加え、「(以下「扶養親族である子」という。)」を削り、「1万円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

6 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当

の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第2項中「100分の6」を「100分の7」に改める。

第16条の2第1項中「前条第1項」を「前条第2項」に、「には、地域手当を支給しない」を「の地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする」に改め、同条第2項中「前条第1項の規定により地域手当」を「前条第2項の地域手当の額」に、「定めるところにより地域手当」を「定める地域手当の額」に改める。

第17条第1項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第18条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるとき(本市の要請により職員となったものその他市長が必要があると認める者に支給する場合を除く。))は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同条第3項中「(第1号)の次に「次項及び第5項」を加え、「でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金相当額」という。)

第18条第7項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位

期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第19条第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に、「同項」を「前2項」に改める。

第26条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第33条第1項中「、第14条、第15条及び第17条」を「及び第14条」に改める。

附則中第41項を削り、第42項を第41項とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月 額								
定年		円	円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	174,400	230,200	262,900	296,000	348,700	393,200	445,800	470,600	506,700
任用	2	175,400	231,700	263,900	297,500	350,900	395,300	447,400	480,800	512,000
短時	3	176,600	233,200	264,900	299,000	353,100	397,300	448,700	486,000	516,600
間勤	4	177,700	234,700	265,800	300,400	355,200	399,400	450,300	491,300	519,900

務職	5	178,900	236,000	266,800	301,800	356,800	401,000	451,900	495,300	522,800
員以	6	180,600	237,300	267,800	302,900	359,000	403,000	453,500	498,300	526,300
外の	7	182,200	239,100	268,800	303,900	360,900	405,000	455,000	501,300	529,300
職員	8	183,800	240,600	269,800	305,200	363,000	406,900	455,900	503,800	531,800
	9	185,300	242,100	270,800	306,300	364,400	408,700	456,900	505,800	533,800
	10	187,000	243,600	271,800	307,900	366,200	410,300	457,900		
	11	188,600	245,200	272,800	309,500	368,100	412,100	458,500		
	12	190,200	246,900	273,900	311,100	370,000	413,800	459,300		
	13	191,800	248,300	274,900	312,600	371,600	415,200	460,100		
	14	193,500	249,500	276,100	314,200	373,600	416,600	461,000		
	15	195,200	250,700	277,400	315,700	375,300	418,100	461,800		
	16	196,800	252,000	278,600	317,300	377,200	419,600	462,700		
	17	198,100	253,100	279,900	318,800	379,000	421,100	463,500		
	18	199,700	254,200	281,200	320,500	380,700	422,600	464,400		
	19	201,300	255,200	282,400	322,100	382,400	424,100	465,200		
	20	202,800	256,300	283,600	323,700	384,100	425,500	465,900		
	21	204,300	257,300	284,700	325,100	385,500	426,600	466,600		
	22	205,800	258,300	285,800	326,700	387,000	427,500	467,400		
	23	207,400	259,300	287,100	328,400	388,500	428,400	468,200		
	24	209,000	260,300	288,400	330,000	390,000	429,300			
	25	210,600	261,300	289,700	331,200	391,400	430,000			
	26	212,300	262,200	290,700	333,100	392,500	431,000			
	27	213,600	263,100	291,700	334,800	393,600	431,900			
	28	214,900	264,000	292,800	336,300	394,800	432,900			
	29	216,100	264,800	293,900	337,800	395,600	433,800			
	30	217,200	265,500	295,100	339,400	396,600	434,800			
	31	218,300	266,400	296,100	340,900	397,600	435,700			
	32	219,400	267,500	297,300	342,500	398,600	436,700			
	33	220,500	268,700	298,500	344,200	399,400	437,500			
	34	221,600	269,600	299,800	345,900	400,100	438,400			
	35	222,700	270,700	301,100	347,700	400,800	439,300			

36	223,800	272,000	302,400	349,500	401,500	440,200
37	224,900	272,800	303,700	351,000	402,000	440,900
38	225,800	273,800	305,000	352,400	402,500	441,700
39	226,800	274,300	306,200	353,800	403,000	442,500
40	227,700	275,200	307,500	355,200	403,600	443,200
41	228,600	276,000	308,800	356,600	404,100	443,800
42	229,500	276,800	310,100	357,500	404,800	444,700
43	230,300	277,500	311,400	358,500	405,400	445,400
44	231,100	278,100	312,500	359,500	406,100	446,200
45	231,800	279,000	313,400	360,400	406,800	446,700
46	232,400	279,600	314,700	361,500	407,500	
47	233,000	280,400	315,900	362,400	408,100	
48	233,600	281,000	317,200	363,400	408,700	
49	234,200	281,700	318,400	364,300	409,000	
50	234,800	282,500	319,700	365,000	409,700	
51	235,300	283,500	320,900	365,600	410,200	
52	235,800	284,500	322,100	366,200	410,700	
53	236,300	285,000	323,400	366,600	411,100	
54	236,700	285,800	324,500	367,200	411,800	
55	237,000	286,700	325,500	367,900	412,300	
56	237,300	287,800	326,600	368,600	413,000	
57	237,600	288,200	327,300	368,900	413,200	
58	237,900	288,900	328,200	369,600	413,900	
59	238,200	289,400	328,900	370,300	414,600	
60	238,500	290,200	329,700	370,900	415,300	
61	238,800	290,600	330,500	371,200	415,500	
62	239,100	291,100	330,900	371,700	416,200	
63	239,400	291,800	331,500	372,300	416,700	
64	239,700	292,300	332,200	372,900	417,300	
65	240,000	292,800	333,000	373,200	417,800	

66	240,300	293,400	333,700	373,800
67	240,600	293,800	334,400	374,500
68	240,900	294,400	335,000	375,100
69	241,200	295,000	335,400	375,400
70	241,500	295,300	336,000	375,900
71	241,800	295,900	336,500	376,500
72	242,100	296,300	337,100	377,000
73	242,400	296,900	337,400	377,500
74	242,700	297,400	337,900	378,100
75	243,000	297,800	338,300	378,600
76	243,300	298,200	338,700	378,900
77	243,600	298,400	339,100	379,300
78	243,900	298,700	339,600	379,800
79	244,200	298,900	340,100	380,200
80	244,500	299,200	340,600	380,600
81	244,800	299,400	340,900	381,000
82	245,100	299,600	341,300	381,500
83	245,300	300,000	341,700	381,900
84	245,600	300,300	342,100	382,300
85	245,900	300,600	342,400	382,600
86	246,200	300,800	342,800	
87	246,500	301,100	343,200	
88	246,800	301,500	343,600	
89	247,100	301,700	343,800	
90	247,400	301,900	344,200	
91	247,500	302,200	344,600	
92	247,700	302,500	345,000	
93	247,800	302,700	345,200	
94		302,900	345,500	
95		303,300	345,900	

96	303,700	346,200					
97	303,900	346,500					
98	304,200	346,900					
99	304,600	347,300					
100	305,000	347,700					
101	305,200	348,200					
102	305,400	348,600					
103	305,700	349,000					
104	306,000	349,400					
105	306,200	349,900					
106	306,500	350,300					
107	306,800	350,600					
108	307,100	350,900					
109	307,300	351,400					
110	307,700						
111	308,200						
112	308,500						
113	308,700						
114	308,900						
115	309,200						
116	309,600						
117	309,800						
118	310,000						
119	310,300						
120	310,600						
121	311,000						
122	311,200						
123	311,500						
124	311,800						
125	312,100						

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額								
	190,300	217,500	257,600	277,100	290,000	315,300	357,000	390,100	441,300	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	342,100	457,700	526,000
	2	345,100	460,000	527,900
	3	348,000	462,500	529,800
	4	350,900	465,100	531,700
	5	353,300	467,600	533,400
	6	356,500	470,100	535,200
	7	359,500	472,600	537,000
	8	362,700	475,200	538,800
	9	365,100	477,600	540,500
	10	368,300	480,100	542,300
	11	371,500	482,300	544,100
	12	374,700	484,200	545,900
	13	376,900	486,200	547,500
	14	379,900	488,000	549,200
	15	383,100	489,900	550,900

16	386,300	491,700	552,600
17	388,500	493,500	554,300
18	392,000	495,900	556,000
19	395,500	498,300	557,700
20	398,800	500,700	559,400
21	401,300	502,900	561,100
22	404,700	505,200	562,700
23	408,000	507,500	564,300
24	411,200	509,800	565,900
25	413,800	511,800	567,500
26	416,100	514,000	569,100
27	418,400	516,200	570,700
28	420,600	518,400	572,300
29	422,600	520,300	573,600
30	424,400	522,500	575,200
31	426,600	524,700	576,800
32	428,600	526,900	578,400
33	430,300	529,000	579,900
34	432,600	531,000	581,400
35	434,900	533,000	582,900
36	437,100	535,000	584,400
37	438,700	536,800	585,900
38	440,700	538,400	587,400
39	442,400	540,000	588,900
40	444,000	541,600	590,400
41	445,400	543,000	592,000
42	446,900	544,600	593,500
43	448,400	546,200	595,000
44	450,100	547,800	596,500
45	451,700	549,200	597,900
46	454,200	550,700	599,400

47	456,800	552,200	600,900
48	459,300	553,700	602,400
49	461,600	555,100	604,000
50	463,900	556,700	
51	466,200	558,300	
52	468,500	559,900	
53	470,800	561,300	
54	473,100	562,800	
55	475,400	564,300	
56	477,700	565,800	
57	480,000	566,900	
58	482,300	567,600	
59	484,600	568,300	
60	486,900	569,000	
61	489,000	569,500	
62	491,200		
63	493,400		
64	495,600		
65	497,500		
66	499,900		
67	502,300		
68	504,700		
69	506,900		
70	509,000		
71	511,100		
72	513,200		
73	515,000		
74	517,100		
75	519,200		
76	521,300		

	77	523,100		
	78	525,100		
	79	527,100		
	80	529,100		
	81	531,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		343,200円	398,300円	470,700円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	191,700	211,500	318,700	380,500
	2	193,100	212,700	320,700	383,000
	3	194,500	213,800	322,600	385,400
	4	195,800	214,900	324,600	387,900
	5	196,700	215,500	326,200	390,200
	6	198,300	216,900	328,300	392,500
	7	199,900	218,300	330,300	394,800
	8	201,500	219,700	332,300	397,000
	9	202,400	220,600	333,800	399,200
	10	204,300	222,100	335,600	401,300
	11	206,000	223,500	337,500	403,400
	12	207,800	225,100	339,400	405,400
	13	209,300	226,100	341,000	407,200
	14	210,200	227,900	343,000	409,100

15	211, 100	229, 700	345, 000	411, 000
16	211, 800	231, 400	346, 900	412, 900
17	212, 700	232, 800	348, 500	414, 700
18	213, 200	234, 000	350, 400	416, 200
19	213, 900	235, 200	352, 300	417, 800
20	214, 400	236, 100	354, 200	419, 400
21	215, 100	237, 200	355, 700	420, 900
22	216, 200	238, 800	357, 700	422, 300
23	217, 300	239, 800	359, 600	423, 700
24	218, 700	240, 900	361, 500	425, 100
25	220, 100	241, 300	363, 100	426, 000
26	221, 200	242, 200	364, 900	427, 300
27	222, 500	242, 900	366, 600	428, 600
28	223, 900	243, 300	368, 400	429, 900
29	225, 300	244, 500	369, 900	430, 900
30	226, 700	245, 900	371, 700	432, 200
31	228, 100	247, 600	373, 500	433, 500
32	229, 200	249, 100	375, 300	434, 800
33	230, 300	249, 900	376, 800	435, 700
34	231, 600	251, 400	378, 800	436, 900
35	232, 700	253, 000	380, 800	438, 100
36	233, 600	254, 100	382, 800	439, 300
37	234, 500	255, 200	384, 400	440, 500
38	235, 700	256, 800	386, 300	441, 300
39	237, 100	258, 500	388, 300	442, 000
40	238, 500	260, 200	390, 300	442, 700
41	239, 800	261, 800	391, 900	443, 400
42	241, 400	263, 600	393, 800	444, 200
43	242, 800	265, 300	395, 600	445, 000
44	244, 200	267, 200	397, 600	445, 700
45	245, 400	268, 600	399, 100	446, 300

46	246,700	270,500	401,000	447,000
47	248,000	272,300	402,900	447,700
48	249,400	274,000	404,800	448,400
49	250,400	275,600	406,400	448,700
50	251,800	277,300	408,100	449,500
51	253,100	279,000	409,800	450,300
52	254,000	280,700	411,600	451,100
53	255,400	282,200	412,900	451,700
54	257,000	283,900	414,400	
55	258,600	285,500	415,800	
56	260,200	287,100	417,300	
57	261,700	288,800	418,600	
58	263,200	290,600	419,800	
59	264,700	292,300	421,000	
60	266,100	293,900	422,200	
61	267,600	295,200	423,100	
62	269,100	296,800	424,200	
63	270,600	298,600	425,300	
64	272,100	300,400	426,300	
65	273,600	301,900	427,200	
66	275,100	303,800	427,800	
67	276,500	305,500	428,400	
68	278,000	307,300	429,000	
69	279,400	308,800	429,300	
70	280,800	310,600	429,900	
71	282,200	312,400	430,500	
72	283,600	314,200	431,100	
73	285,000	315,700	431,300	
74	286,300	317,500	432,000	
75	287,700	319,300	432,700	
76	289,100	321,100	433,400	

77	290,500	322,700	433,700
78	292,000	324,400	
79	293,500	326,000	
80	295,000	327,700	
81	296,300	329,300	
82		331,000	
83		332,700	
84		334,400	
85		335,800	
86		337,500	
87		339,200	
88		340,900	
89		342,000	
90		343,700	
91		345,300	
92		347,100	
93		348,600	
94		350,100	
95		351,600	
96		353,100	
97		354,500	
98		355,500	
99		356,600	
100		357,800	
101		358,900	
102		360,000	
103		361,000	
104		361,900	
105		362,700	
106		363,600	
107		364,500	

108			365,300		
109			365,800		
110			366,600		
111			367,400		
112			368,200		
113			368,900		
114			369,600		
115			370,300		
116			371,000		
117			371,200		
118			371,700		
119			372,200		
120			372,700		
121			373,200		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		190,100円	216,400円	282,500円	365,300円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	193,500	224,200	285,200	345,500	409,200
	2	194,700	226,000	286,800	347,100	411,500
	3	195,700	227,900	288,600	348,700	413,800
	4	196,700	229,800	290,400	350,100	416,000
	5	197,400	231,300	292,200	351,700	418,000
	6	198,400	232,400	294,000	353,500	419,900
	7	199,100	233,500	295,600	355,200	421,800

8	199,900	234,600	297,400	357,000	423,700
9	200,600	235,600	299,400	358,700	425,500
10	201,400	236,600	301,600	360,700	427,300
11	202,600	237,500	303,600	362,700	429,100
12	203,800	238,400	305,600	364,700	430,900
13	204,500	239,200	307,600	366,300	432,200
14	205,600	239,400	309,600	368,200	433,900
15	206,800	239,700	311,500	370,100	435,500
16	207,900	240,200	313,500	372,000	437,100
17	209,800	240,500	315,500	373,800	438,600
18	211,000	240,700	317,300	375,700	440,200
19	212,000	241,100	319,100	377,700	441,700
20	212,900	242,000	320,800	379,700	443,300
21	213,700	242,700	322,400	381,400	444,700
22	215,100	243,900	324,100	383,100	446,000
23	216,900	244,700	325,900	384,800	447,400
24	218,500	245,500	327,800	386,400	448,800
25	219,900	246,100	329,000	387,800	450,200
26	220,700	247,500	330,900	389,400	451,200
27	221,600	248,500	332,900	391,000	452,200
28	222,600	249,800	334,900	392,600	453,200
29	223,300	250,700	336,700	394,200	453,900
30	224,300	251,800	338,600	395,700	454,800
31	225,400	252,600	340,400	397,300	455,600
32	226,500	253,500	342,300	398,900	456,500
33	227,400	254,200	344,000	400,400	457,000
34	228,000	255,200	345,800	402,100	457,700
35	228,800	256,300	347,700	403,700	458,400
36	229,800	257,000	349,600	405,300	459,100
37	230,300	257,900	351,500	406,600	459,500

38	231,100	259,300	353,500	408,000	460,200
39	232,000	260,600	355,400	409,400	460,900
40	232,500	262,100	357,500	410,800	461,600
41	233,500	263,100	359,400	411,800	462,100
42	234,500	264,500	361,300	413,300	462,800
43	235,400	265,800	363,200	414,700	463,500
44	236,700	267,200	365,100	416,100	464,200
45	237,700	268,200	367,000	417,400	464,700
46	239,200	269,700	368,600	419,000	465,300
47	240,400	270,900	370,200	420,600	466,000
48	241,700	272,000	371,800	422,200	466,700
49	242,800	272,900	373,300	423,400	467,400
50	243,800	274,100	374,400	424,700	
51	244,900	275,200	375,400	425,900	
52	245,900	276,200	376,500	427,200	
53	246,800	277,300	377,400	428,000	
54	247,800	278,500	378,100	428,800	
55	249,000	279,800	378,700	429,600	
56	250,000	281,200	379,300	430,400	
57	250,500	281,900	379,900	431,100	
58	251,700	283,300	380,500	431,800	
59	252,900	284,600	381,100	432,400	
60	254,200	285,800	381,700	433,000	
61	255,200	286,800	382,100	433,300	
62	256,700	287,800	382,600	433,800	
63	258,100	289,100	383,100	434,200	
64	259,600	290,200	383,600	434,700	
65	260,700	291,100	384,100	435,100	
66	262,000	292,400	384,600	435,500	
67	263,200	293,600	385,100	436,000	
68	264,500	294,900	385,500	436,500	

69	265,600	295,800	385,600	436,800
70	266,800	296,900	386,000	437,400
71	268,000	298,100	386,400	438,000
72	269,200	299,200	386,800	438,600
73	270,400	300,200	387,200	439,000
74	271,700	301,200	387,400	439,600
75	273,000	302,400	387,600	440,200
76	274,300	303,800	387,800	440,800
77	275,500	304,800	387,900	441,300
78	276,800	306,000	388,000	
79	278,100	307,300	388,300	
80	279,400	308,500	388,600	
81	280,600	309,600	388,700	
82	281,900	310,900	388,900	
83	283,300	312,200	389,100	
84	284,700	313,600	389,300	
85	286,000	314,700	389,400	
86	287,500	315,900	389,600	
87	289,000	317,100	389,800	
88	290,500	318,300	390,000	
89	292,000	319,000	390,100	
90	293,600	320,200		
91	295,200	321,400		
92	296,700	322,600		
93	298,100	323,500		
94		324,700		
95		325,700		
96		326,800		
97		327,600		
98		328,800		

	99		330,000			
	100		331,200			
	101		331,900			
	102		333,000			
	103		334,100			
	104		335,200			
	105		336,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		236,300円	256,600円	290,400円	326,500円	370,800円

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第5条関係）

保育教諭給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用1		189,000	230,700	285,500	341,300	389,100
短時間2		190,500	232,500	287,000	342,900	390,600
勤務職3		192,000	234,000	288,600	344,500	392,300
員以外4		193,400	235,400	290,200	346,000	393,800
の職員5		194,500	236,700	291,600	347,700	395,300
	6	195,800	238,100	292,800	349,400	396,800
	7	197,000	239,500	294,000	351,000	398,200
	8	198,500	240,500	295,400	352,600	399,700
	9	200,000	241,700	296,800	353,900	400,900
	10	201,300	242,700	298,000	355,500	402,400
	11	202,600	243,900	299,400	357,200	403,900

12	204,100	245,200	301,000	358,700	405,200
13	205,200	246,400	302,500	360,500	406,600
14	206,200	247,800	304,000	362,300	407,800
15	207,200	249,200	305,500	364,100	409,000
16	208,500	250,800	307,200	365,600	410,200
17	209,900	252,300	308,800	367,300	411,100
18	211,400	254,000	310,500	369,100	412,300
19	212,900	255,700	312,000	370,800	413,400
20	214,300	257,200	313,400	372,500	414,500
21	215,700	258,700	315,100	374,200	415,500
22	217,300	260,300	316,700	375,700	416,600
23	219,000	261,800	318,400	377,300	417,500
24	219,200	263,000	319,900	378,900	418,500
25	219,400	264,300	321,800	380,500	419,300
26	219,700	265,900	323,600	382,000	420,000
27	220,300	267,200	325,200	383,500	420,700
28	221,100	268,800	326,500	384,900	421,300
29	221,400	270,400	327,900	386,200	421,900
30	222,200	271,900	329,600	387,400	422,600
31	222,800	273,200	331,100	388,600	423,000
32	223,900	274,600	332,500	389,700	423,500
33	224,500	276,000	334,300	390,800	423,900
34	225,900	277,800	336,100	391,800	424,700
35	227,100	279,300	338,000	392,800	425,400
36	228,200	280,700	339,900	393,700	426,100
37	229,000	282,300	341,800	394,600	426,700
38	230,100	283,600	343,800	395,300	427,400
39	230,800	285,200	345,600	395,900	428,100
40	232,100	286,900	347,400	396,600	428,700
41	233,000	288,700	349,300	397,300	429,200

42	234,300	290,500	351,300	397,700	429,900
43	235,200	292,400	353,200	398,200	430,500
44	236,500	294,300	355,100	398,700	431,100
45	237,300	296,100	357,100	399,200	431,700
46	238,400	298,100	358,900	399,700	432,200
47	239,400	300,100	360,600	400,200	432,700
48	240,400	302,000	362,300	400,700	433,200
49	241,000	304,000	364,000	401,100	433,700
50	242,100	305,900	365,400	401,600	
51	243,000	307,900	366,900	402,100	
52	244,100	309,900	368,400	402,600	
53	244,800	311,900	369,900	402,900	
54	245,400	313,900	371,200	403,400	
55	246,000	315,800	372,600	403,900	
56	247,000	317,800	373,800	404,300	
57	247,600	319,800	375,000	404,700	
58	248,100	321,500	375,900	405,200	
59	248,900	323,200	376,900	405,600	
60	249,900	324,800	377,900	406,000	
61	251,100	326,300	378,900	406,400	
62	252,400	327,700	379,600	406,800	
63	253,600	329,100	380,300	407,200	
64	254,700	330,500	381,000	407,600	
65	255,400	331,800	381,700	408,000	
66	256,600	333,000	382,200	408,400	
67	257,400	334,200	382,700	408,800	
68	258,600	335,300	383,200	409,100	
69	259,500	336,500	383,700	409,400	
70	260,300	337,600	384,200	409,800	
71	261,100	338,700	384,700	410,200	

72	262,200	339,700	385,200	410,500
73	263,300	340,600	385,600	410,800
74	264,400	341,500	386,100	
75	265,200	342,400	386,600	
76	265,900	343,300	387,100	
77	266,800	344,200	387,600	
78	267,500	345,000	388,100	
79	268,100	345,700	388,600	
80	269,000	346,500	389,000	
81	269,900	347,300	389,400	
82	270,800	348,000	389,900	
83	271,600	348,700	390,400	
84	272,500	349,400	390,800	
85	273,400	350,100	391,200	
86	274,100	350,600	391,500	
87	274,800	351,100	391,900	
88	275,400	351,600	392,300	
89	276,100	352,100	392,700	
90	276,600	352,600	393,100	
91	277,100	353,100	393,500	
92	277,600	353,500	393,900	
93	278,100	353,900	394,300	
94	278,600	354,300	394,600	
95	279,100	354,700	394,900	
96	279,500	355,100	395,200	
97	279,900	355,400	395,400	
98	280,300	355,800	395,700	
99	280,800	356,200	396,000	
100	281,200	356,500	396,300	
101	281,600	356,800	396,600	

102	282,000	357,300	396,900		
103	282,400	357,700	397,200		
104	282,700	358,000	397,500		
105	283,000	358,300	397,800		
106	283,300	358,600	398,100		
107	283,600	358,900	398,400		
108	283,900	359,200	398,700		
109	284,200	359,500	399,000		
110	284,500	359,800			
111	284,800	360,100			
112	285,100	360,400			
113	285,300	360,700			
114	285,600	361,000			
115	285,900	361,300			
116	286,200	361,600			
117	286,500	361,900			
118	286,800	362,200			
119	287,100	362,500			
120	287,400	362,800			
121	287,700	363,100			
122	288,000				
123	288,300				
124	288,600				
125	288,900				
126	289,200				
127	289,500				
128	289,800				
129	290,100				
定年前 再任用	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額

短時間 勤務職 員		202,800円	242,200円	256,700円	288,700円	315,300円
-----------------	--	----------	----------	----------	----------	----------

備考 この表は、こども園、待機児童園等に勤務する保育教諭で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項を削り、同条第6項中「、第3項」を「及び第3項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第5項とする。

第9条第1項中「、第21条から第23条まで及び第31条」を「及び第21条から第23条までに、「、夜間勤務手当及び勤勉手当」を「及び夜間勤務手当」に改め、「、勤勉手当」を削り、「、第11条」を「及び第11条」に改め、「及び第17条」を削り、同条第2項中「第3条、」を削り、「及び第28条第2項」を「、第28条第2項及び第31条第2項」に改め、「、給与条例第3条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第7条第5項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「とする」を「と、給与条例第31条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改め、同条第3項中「第3条並びに」を削り、「第26条第1項及び第28条第2項」を「第26条第1項、第28条第2項及び第31条第2項」に改め、「、教育職員給与条例第3条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第7条第5項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「とする」を「と、教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第31条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする」に改め、同条第4項中「第3条並びに」を削り、「第26条第1項及び第28条第2項」を「第26条第1項、第28条第2項及び第31条第2項」に改め、「、小中学校教育職員等給与条例第3条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第7条第5項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「とする」を「と、小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第31条第2項中「100分の105」とあるのは、「100分の87.5」とする」に改め、同条第5項中「第2条第3項及び第15条」を「第15条第1項」に、「、同条例第2条第3項中「退職手当」とある

のは「退職手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第7条第5項の特定任期付職員業績手当」と、同条例第15条を「、同項」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に、「第2条第1項」を「（平成22年静岡市条例第5号）第2条第1項」に改める。

（静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和6年静岡市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条の改正規定中「100分の172.5」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の静岡市職員の給与に関する条例（附則第4項において「改正前給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（施行日前の異動者の号給の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

5 施行日から令和8年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）第14条第2項及び第

3項の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) (6)

重度心身障害者

と、同条第3項 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

6 改正後給与条例第18条第4項及び第19条第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（静岡市職員退職手当支給条例の一部改正）

8 静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（静岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

36 第5条から第8条まで及び第10条までの規定にかかわらず、静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第 号。以下この項及び次項において「令和7年改正条例」という。）の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において令和7年改正条例による改正前の給与条例の適用を受ける職員であった者で施行日において引き続き令和7年改正条例による改正後の給与条例の適用を受けることとなったもの（次項に規定するものを除く。）が施行日以後に退職する場合に支給する退職手当の額は、その者が施行日の前日に退職するものとした場合に支給されることとなる退職手当に係る退職日給料月額（以下この項及び次項において「施行日前退職日給料月額」という。）が、退職の日に支給されることとなる退職手当に係る第5条に規定する退職日給料月額より多いときは、施行日前退職日給料月額を基礎として第5条から第8条まで及び第10条の規定により計算して得られる額と第11条の規定による調整額との合計額とする。

37 施行日の前日において令和7年改正条例による改正前の給与条例の適用を受ける職員で

あった者について、施行日において引き続き令和7年改正条例による改正後の給与条例の適用を受けることとなったものの退職日給料月額が給与条例附則第33項に規定する職員の給料月額である場合であって、第7条の2第1項に規定する特定減額前給料月額が施行日前退職日給料月額に達しないときにおける同条の規定の適用については、同項第1号中「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日」とあるのは「給与条例附則第33項の特定日の前日」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「施行日前退職日給料月額を」と読み替えるものとする。

附則別表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	1	1	1	1	1
11	7	3	1	1	1	1	1
12	8	4	1	1	1	1	1
13	9	5	1	1	1	1	1
14	10	6	2	1	1	2	1
15	11	7	3	1	1	2	1
16	12	8	4	1	1	2	1
17	13	9	5	1	1	2	1
18	14	10	6	2	1	2	1

19	15	11	7	3	1	3	1
20	16	12	8	4	1	3	1
21	17	13	9	5	1	3	1
22	18	14	10	6	1	3	1
23	19	15	11	7	1	4	2
24	20	16	12	8	2	4	2
25	21	17	13	9	3	4	2
26	22	18	14	10	4	4	2
27	23	19	15	11	5	5	3
28	24	20	16	12	6	5	3
29	25	21	17	13	7	5	3
30	26	22	18	14	8	5	3
31	27	23	19	15	9	6	4
32	28	24	20	16	10	6	4
33	29	25	21	17	11	6	4
34	30	26	22	18	12	6	4
35	31	27	23	19	13	7	5
36	32	28	24	20	14	7	5
37	33	29	25	21	15	7	5
38	34	30	26	22	16	7	5
39	35	31	27	23	17	7	6
40	36	32	28	24	18	8	6
41	37	33	29	25	19	8	6
42	38	34	30	26	20	8	6
43	39	35	31	27	21	9	6
44	40	36	32	28	22	9	7
45	41	37	33	29	23	9	7
46	42	38	34	30			
47	43	39	35	31			
48	44	40	36	32			

49	45	41	37	33			
50	46	42	38	34			
51	47	43	39	35			
52	48	44	40	36			
53	49	45	41	37			
54	50	46	42	38			
55	51	47	43	39			
56	52	48	44	40			
57	53	49	45	41			
58	54	50	46	42			
59	55	51	47	43			
60	56	52	48	44			
61	57	53	49	45			
62	58	54	50				
63	59	55	51				
64	60	56	52				
65	61	57	53				
66	62	58	54				
67	63	59	55				
68	64	60	56				
69	65	61	57				
70	66	62	58				
71	67	63	59				
72	68	64	60				
73	69	65	61				
74	70	66	62				
75	71	67	63				
76	72	68	64				
77	73	69	65				
78	74	70					

79	75	71					
80	76	72					
81	77	73					
82	78	74					
83	79	75					
84	80	76					
85	81	77					
86	82	78					
87	83	79					
88	84	80					
89	85	81					
90	86	82					
91	87	83					
92	88	84					
93	89	85					
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						

109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	2

23	7	3
24	8	4
25	9	5
26	10	6
27	11	7
28	12	8
29	13	9
30	14	10
31	15	11
32	16	12
33	17	13
34	18	14
35	19	15
36	20	16
37	21	17
38	22	18
39	23	19
40	24	20
41	25	21
42	26	22
43	27	23
44	28	24
45	29	25
46	30	26
47	31	27
48	32	28
49	33	29
50	34	30
51	35	31
52	36	32

53	37	33
54	38	34
55	39	35
56	40	36
57	41	37
58	42	38
59	43	39
60	44	40
61	45	41
62	46	42
63	47	43
64	48	44
65	49	45
66	50	46
67	51	47
68	52	48
69	53	49
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

(3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1

3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	1
15	7	1
16	8	1
17	9	1
18	10	2
19	11	3
20	12	4
21	13	5
22	14	6
23	15	7
24	16	8
25	17	9
26	18	10
27	19	11
28	20	12
29	21	13
30	22	14
31	23	15
32	24	16

33	25	17
34	26	18
35	27	19
36	28	20
37	29	21
38	30	22
39	31	23
40	32	24
41	33	25
42	34	26
43	35	27
44	36	28
45	37	29
46	38	30
47	39	31
48	40	32
49	41	33
50	42	34
51	43	35
52	44	36
53	45	37
54	46	38
55	47	39
56	48	40
57	49	41
58	50	42
59	51	43
60	52	44
61	53	45
62	54	46

63	55	47
64	56	48
65	57	49
66	58	50
67	59	51
68	60	52
69	61	53
70	62	
71	63	
72	64	
73	65	
74	66	
75	67	
76	68	
77	69	
78	70	
79	71	
80	72	
81	73	
82	74	
83	75	
84	76	
85	77	

(4) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1

5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18

35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30
47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	42
59	51	47	43
60	52	48	44
61	53	49	45
62	54	50	46
63	55	51	47
64	56	52	48

65	57	53	49
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	
88	80	76	
89	81	77	
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		

95	87		
96	88		
97	89		

(5) 保育教諭給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8

25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38

55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	42
59	55	51	47	43
60	56	52	48	44
61	57	53	49	45
62	58	54	50	46
63	59	55	51	47
64	60	56	52	48
65	61	57	53	49
66	62	58	54	
67	63	59	55	
68	64	60	56	
69	65	61	57	
70	66	62	58	
71	67	63	59	
72	68	64	60	
73	69	65	61	
74	70	66	62	
75	71	67	63	
76	72	68	64	
77	73	69	65	
78	74	70	66	
79	75	71	67	
80	76	72	68	
81	77	73	69	
82	78	74	70	
83	79	75	71	
84	80	76	72	

85	81	77	73	
86	82	78		
87	83	79		
88	84	80		
89	85	81		
90	86	82		
91	87	83		
92	88	84		
93	89	85		
94	90	86		
95	91	87		
96	92	88		
97	93	89		
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98	94		
103	99	95		
104	100	96		
105	101	97		
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		
114	110	106		

115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表 の種類 号給	行政職給料表		医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,400	230,200	342,100	190,700	224,200	189,000	186,400	199,900
2	175,400	231,700	345,100	192,300	226,000	190,500	187,800	202,200
3	176,600	233,200	348,000	193,900	227,900	192,000	189,300	204,500
4	177,700	234,700	350,900	195,500	229,800	193,400	190,800	206,700
5	178,900	236,000	353,300	197,100	231,300	194,500	191,800	208,900
6	180,600	237,300	356,500	198,700	232,400	195,800	194,000	211,200
7	182,200	239,100	359,500	200,300	233,500	197,000	195,900	213,400

8	183,800	240,600	362,700	201,900	234,600	198,500	197,900	215,600
9	185,300	242,100	365,100	203,500	235,600	200,000	199,900	217,800
10	187,000	243,600	368,300	205,100	236,600	201,300	202,000	220,000
11	188,600	245,200	371,500	206,700	237,500	202,600	204,200	222,200
12	190,200	246,900	374,700	208,300	238,400	204,100	206,000	224,400
13	191,800	248,300	376,900	209,900	239,200	205,200	208,000	226,600
14	193,500	249,500	379,900	211,500	239,400	206,200	210,200	228,700
15	195,200	250,700	383,100	212,700	239,700	207,200	212,700	230,800
16	196,800	252,000	386,300	213,800	240,200	208,500	214,900	232,900
17	198,100	253,100	388,500	214,900	240,500	209,900	217,100	235,000
18	199,700	254,200	392,000	215,500	240,700	211,400	219,700	236,800
19	201,300	255,200	395,500	216,900	241,100	212,900	222,600	238,500
20	202,800	256,300	398,800	218,300	242,000	214,300	224,500	240,200
21	204,300	257,300	401,300	219,700	242,700	215,700	226,100	241,900
22	205,800	258,300	404,700	220,600	243,900	217,300	227,100	243,200
23	207,400	259,300	408,000	222,100	244,700	219,000	228,000	244,500
24	209,000	260,300	411,200	223,500	245,500	219,200	228,800	245,800
25	210,600	261,300	413,800	225,100	246,100	219,400	229,500	247,000
26	212,300	262,200	416,100	226,100	247,500	219,700	230,500	248,100
27	213,600	263,100	418,400	227,900	248,500	220,300	231,300	249,200
28	214,900	264,000	420,600	229,700	249,800	221,100	232,400	250,300
29	216,100	264,800	422,600	231,400	250,700	221,400	233,100	251,500
30	217,200	265,500	424,400	232,800	251,800	222,200	235,000	252,800
31	218,300	266,400	426,600	234,000	252,600	222,800	236,700	254,000
32	219,400	267,500	428,600	235,200	253,500	223,900	238,500	255,200
33	220,500	268,700	430,300	236,100	254,200	224,500	240,100	256,300
34	221,600	269,600	432,600	237,200	255,200	225,900	241,700	257,500
35	222,700	270,700	434,900	238,800	256,300	227,100	243,300	258,700
36	223,800	272,000	437,100	239,800	257,000	228,200	244,800	259,900
37	224,900	272,800	438,700	240,900	257,900	229,000	246,100	261,100
38	225,800	273,800	440,700	241,300	259,300	230,100	247,700	262,300

39	226,800	274,300	442,400	242,200	260,600	230,800	249,200	263,500
40	227,700	275,200	444,000	242,900	262,100	232,100	250,700	264,700
41	228,600	276,000	445,400	243,300	263,100	233,000	252,200	265,900
42	229,500	276,800	446,900	244,500	264,500	234,300	253,600	267,000
43	230,300	277,500	448,400	245,900	265,800	235,200	255,000	268,100
44	231,100	278,100	450,100	247,600	267,200	236,500	256,200	269,200
45	231,800	279,000	451,700	249,100	268,200	237,300	257,500	270,200
46	232,400	279,600	454,200	249,900	269,700	238,400	258,800	271,000
47	233,000	280,400	456,800	251,400	270,900	239,400	259,900	271,800
48	233,600	281,000	459,300	253,000	272,000	240,400	261,000	272,600
49	234,200	281,700	461,600	254,100	272,900	241,000	262,100	273,300
50	234,800	282,500	463,900	255,200	274,100	242,100	263,200	274,100
51	235,300	283,500	466,200	256,800	275,200	243,000	264,300	274,800
52	235,800	284,500	468,500	258,500	276,200	244,100	265,300	275,500
53	236,300	285,000	470,800	260,200	277,300	244,800	266,400	276,300
54	236,700	285,800	473,100	261,800	278,500	245,400	267,500	277,100
55	237,000	286,700	475,400	263,600	279,800	246,000	268,600	277,900
56	237,300	287,800	477,700	265,300	281,200	247,000	269,700	278,600
57	237,600	288,200	480,000	267,200	281,900	247,600	270,800	279,300
58	237,900	288,900	482,300	268,600	283,300	248,100	271,900	280,100
59	238,200	289,400	484,600	270,500	284,600	248,900	273,000	280,900
60	238,500	290,200	486,900	272,300	285,800	249,900	274,100	281,600
61	238,800	290,600	489,000	274,000	286,800	251,100	275,200	282,200
62	239,100	291,100	491,200	275,600	287,800	252,400	276,200	282,900
63	239,400	291,800	493,400	277,300	289,100	253,600	277,300	283,600
64	239,700	292,300	495,600	279,000	290,200	254,700	278,400	284,200
65	240,000	292,800	497,500	280,700	291,100	255,400	279,500	284,900
66	240,300	293,400	499,900	282,200	292,400	256,600	280,600	285,600
67	240,600	293,800	502,300	283,900	293,600	257,400	281,700	286,300
68	240,900	294,400	504,700	285,500	294,900	258,600	282,800	287,000
69	241,200	295,000	506,900	287,100	295,800	259,500	283,900	287,700

70	241,500	295,300	509,000	288,800	296,900	260,300	285,000	288,500
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

静岡市職員退職手当支給条例（平成15年静岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第17条の2第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第18項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第19項中「第23条第1項」を「第13条第5項」に、「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第25項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市職員退職手当支給条例第17条の2第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した同条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「

放課後児童健全育成事業	葵区及び駿河区並びに静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業	8 月 及 び 3 月 以 外 の 月	児童 1 人 1 月につき 9,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、3,400円)
		8 月	児童 1 人につき 14,000円
		3 月	児童 1 人につき 12,000円
	清水区で実施する事業（静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業を除く。）	8 月 及 び 3 月 以 外 の 月	児童 1 人 1 月につき 7,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、2,600円)
		8 月	児童 1 人につき 12,000円
		3 月	児童 1 人につき 10,000円

を

」

「

放課後児童健全育成事業	8 月 及 び 3 月 以 外 の 月	児童 1 人 1 月につき 7,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、2,600円)
-------------	---------------------	---

に

	8月	児童1人につき 12,000円
	3月	児童1人につき 10,000円

改め、同表備考2中「のうち清水区で実施する事業（静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業を除く。）」を削る。

別表第4中

食鳥検査	1羽につき 4円	を
------	----------	---

食鳥検査	1羽につき 4円	に
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行の申請	1件につき 870円	
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請	1件につき 20,900円 (現地調査を行わない場合は10,400円)	

改める。

別表第6中

登録電気工事業者登録簿の閲覧	1回につき 440円	を
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなお従前の例によるとされた所有権移転登記又は所有権保存登記に係る嘱託	登記嘱託書1通につき 3,000円	

登録電気工事業者登録簿の閲覧	1回につき 440円	に
----------------	------------	---

改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第2条関係）

建築関係手数料

区分		手数料の額 (1件につき)
建築物に関する	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	10,000円
確認申請又は計	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メー	18,000円
画通知（長期優	ル以下であるもの	
良住宅建築等計	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メー	28,000円
画、低炭素建築	ル以下であるもの	
物新築等計画及	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メー	38,000円
び建築物エネル	ル以下であるもの	
ギー消費性能向	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メー	68,000円
上計画の審査の	トル以下であるもの	
申出を含む。以	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メ	96,000円
下同じ。)	ートル以下であるもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メ	210,000円
	ートル以下であるもの	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メー	360,000円
	トル以下であるもの	
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	660,000円
建築設備等に関	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表におい	18,000円
する確認申請又	て同じ。）を設置する場合	
は計画通知	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を	10,000円
	設置する場合	
	小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小	6,000円
	荷物専用昇降機を設置する場合	
	工作物を築造する場合	17,000円

	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	33,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	55,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	171,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	244,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	449,000円
特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	31,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	52,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	69,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	161,000円

	一ト以下であるもの	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	234,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	439,000円
建築設備等に関する完了検査申請又は完了通知	建築設備を設置する場合	26,000円
	小荷物専用昇降機を設置する場合	18,000円
	工作物を築造する場合	21,000円
建築物に関する中間検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	50,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	145,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	204,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	391,000円
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円
	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000円
	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000円
	公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000円
	道路内における建築認定申請	27,000円
	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000円
	壁面線外における建築許可申請	160,000円

用途地域等における特例許可申請	用途地域等における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転に係る場合	120,000円
	住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が講じられている建築物の建築に係る場合	140,000円
	その他の場合	180,000円
特殊建築物等敷地許可申請		160,000円
建築物の延べ面積の特例認定申請		27,000円
建築物の延べ面積の特例許可申請		160,000円
建築物の建蔽率の特例許可申請		33,000円
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請		33,000円
建築物の敷地面積の許可申請		160,000円
建築物の高さの特例認定申請		27,000円
建築物の高さの許可申請		160,000円
日影による建築物の高さの特例許可申請		160,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円
高度地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円
高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請		160,000円
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請		160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請		160,000円
都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請		160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請		160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請		160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造に関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
景観地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円

景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の容積率、建蔽率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
特定建築物地区整備計画において建築物の容積率の最低限度等が定められている等の区域における建築物の容積率の特定認定申請		27,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請		27,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請		160,000円
仮設建築物建築許可申請		120,000円
特別の必要がある仮設建築物建築許可申請		160,000円
一団地内に建築される建築物の特例認定申請	建築物の数が1又は2である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした総合的	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を

設計による建築物の特例認定申請		超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
広い空を有する一団地内に建築される建築物の特例許可申請	建築物の数が1又は2である場合	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした敷地内に広い空を有する総合的設計による建築物の特例許可申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が1である場合		220,000円	
	建築物（一敷地内許可建築物を除く。）の数が2以上である場合		220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
一団地内又は一団地の土地の区域内の建築物の認定又は許可の取消申請			6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額	
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請			27,000円	
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請			27,000円	
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請			27,000円	
興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請			120,000円	
特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請			160,000円	
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請			160,000円	
長期優良住宅建築等計画の認定申請	住宅の品質確保	一戸建ての住宅	15,000円	
	新築する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	15,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	26,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	42,000円

		あるもの	
		申請戸数が11から25までであるもの	68,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	108,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	164,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	277,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	350,000円
		申請戸数が301以上であるもの	398,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		52,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	52,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	118,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	187,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	368,000円

			あるもの	
			申請戸数が26から50までであるもの	656,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	1,130,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	2,080,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	2,970,000円
			申請戸数が301以上であるもの	3,640,000円
住宅を増築し、又は改築する場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	22,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	61,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	101,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	161,000円

		あるもの	
		申請戸数が51から100までであるもの	245,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	525,000円
		申請戸数が301以上であるもの	595,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	77,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	176,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	280,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	550,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	983,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	1,680,000円

			あるもの	
			申請戸数が101から200までであるもの	3,120,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	4,460,000円
			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
長期優良住宅維持保全計画認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	22,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	61,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	101,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	161,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	245,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円

		あるもの	
		申請戸数が201から300までであるもの	525,000円
		申請戸数が301以上であるもの	595,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	77,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	176,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	280,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	550,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	983,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	1,680,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	3,120,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	4,460,000円

					あるもの	
					申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
長期優良住宅建築等計画の変更申請	長期優良住宅建築等計画の変更の場 合(議 受 人 の 決 定 の み を 事 由 と す る 場 合 を 除 く。)	住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律第6条 の2第5項 の規定の適 用を受けた 場合	住宅の品質 確保の促進 等に関する 法律第6条 の2第5項 の規定の適 用を受けた 場合	一戸建ての住宅		7,500円
				一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1 であるもの	7,500円
					申請戸数が2 から5までで あるもの	13,000円
					申請戸数が6 から10までで あるもの	21,000円
					申請戸数が11 から25までで あるもの	32,000円
					申請戸数が26 から50までで あるもの	53,000円
					申請戸数が51 から100までで あるもの	84,000円
					申請戸数が101 から200までで あるもの	140,000円
					申請戸数が201 から300までで あるもの	175,000円
					申請戸数が301 以上であるも の	194,000円

		の	
その他の場合	一戸建ての住宅		26,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	26,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	60,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	96,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	181,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	323,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	553,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	1,010,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	1,430,000円
		申請戸数が301以上であるもの	1,740,000円
住宅の品質を確保の促進	一戸建ての住宅		17,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1	17,000円

築等に関する し、法律第6条 又はの2第5項 改築の規定の適 する用を受けた 場合 場合		であるもの	
		申請戸数が2 から5までで あるもの	30,000円
		申請戸数が6 から10までで あるもの	49,000円
		申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円
		申請戸数が26 から50までで あるもの	128,000円
		申請戸数が51 から100までで あるもの	204,000円
		申請戸数が101 から200までで あるもの	341,000円
		申請戸数が201 から300までで あるもの	427,000円
		申請戸数が301 以上であるも の	473,000円
	その他の場 合	一戸建ての住宅	
一戸建ての住宅以外の住宅		申請戸数が1 であるもの	45,000円
		申請戸数が2 から5までで	99,000円

				あるもの	
				申請戸数が6から10までであるもの	159,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	301,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	540,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	926,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	1,690,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	2,390,000円
				申請戸数が301以上であるもの	2,900,000円
				譲受人の決定のみを事由とする場合	2,500円
長期優良住宅維持保全計画変更認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅			17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの		17,000円
			申請戸数が2から5までであるもの		30,000円
			申請戸数が6		49,000円

		から10までであるもの	
		申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	128,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	204,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	341,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	427,000円
		申請戸数が301以上であるもの	473,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		45,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	45,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	99,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	159,000円
		申請戸数が11	301,000円

				から25までであるもの	
				申請戸数が26から50までであるもの	540,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	926,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	1,690,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	2,390,000円
				申請戸数が301以上であるもの	2,900,000円
地位の承継の承認申請					2,500円
認定長期優良住宅の容積率の特例許可申請					160,000円
低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する基準に適	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
		住宅以外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円

合していることを証する書面（以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合		あるもの	
		申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	87,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	138,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	175,000円
		申請戸数が301以上であるもの	186,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー	29,000円

			トル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
		住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メー	17,000円

				トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	29,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	87,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	138,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	175,000円
				床面積の合計 が2万5,000平	218,000円

		方メートルを 超えるもの	
	住宅以外の建築物	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	10,000円
		床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
		床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	29,000円
		床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	87,000円
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	138,000円

			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	175,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	218,000円
低炭素建築物新 築等計画に係る 技術的審査適合 証を添付しない 場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省 令（平成28年経済産業 省令・国土交通省令第 1号）第10条第2号イ （2）及びロ（2）に適 合することを審査する 場合		18,000円
			その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅 以外の住宅部	住戸建築物 エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第10条第 2号イ（2）及び ロ（2）	申請戸数が1 のもの	18,000円
			申請戸数が2 から5までで あるもの	35,000円
			申請戸数が6 から10までで あるもの	51,000円
			申請戸数が11 から25までで あるもの	74,000円

	(2)	申請戸数が26 に適合から50までで するこあるもの	112,000円
	とを審	申請戸数が51 から100までで あるもの	169,000円
	査する		
	場合	申請戸数が101 から200までで あるもの	242,000円
		申請戸数が201 から300までで あるもの	312,000円
		申請戸数が301 以上であるも の	356,000円
	その他	申請戸数が1 のもの	37,000円
	の場合	申請戸数が2 から5までで あるもの	75,000円
		申請戸数が6 から10までで あるもの	105,000円
		申請戸数が11 から25までで あるもの	148,000円
		申請戸数が26 から50までで あるもの	213,000円
		申請戸数が51	306,000円

	から100までであるもの	
	申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
	申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
	申請戸数が301以上であるもの	639,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	118,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	150,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	196,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え	305,000円

		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	392,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	469,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	546,000円
住戸	建築物	床面積の合計	94,000円
部分	エネルギー	が300平方メートル以下であるもの	
及び	消費性能		
共用	費性能		
部分	基準等	床面積の合計	120,000円
以外	を定め	が300平方メートルを超え	
の部	る省令		
分	第10条	1,000平方メートル以下であるもの	
	第1号		
	イ(2)		
及び	ロ	床面積の合計	159,000円

	(2) が1,000平方メートルを超え に適合 するこ とを審 査する もの	
場合	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	257,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	336,000円
	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	404,000円
	床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	474,000円
その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ	248,000円

				るもの	
				床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	310,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	401,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	572,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	705,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下	833,000円

		であるもの	
		床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	951,000円
住宅以外の建築物	建築物	床面積の合計 エネルギーが300平方メ ーター以下であ るもの	94,000円
	基準等	床面積の合計 を定めが300平方メ ーターを超え る省令 第10条 第1号 イ(2) るもの	120,000円
	及びロ	床面積の合計 (2)が1,000平方メ ーターを超え るもの	159,000円
	場合	床面積の合計 が2,000平方メ ーターを超え るもの	257,000円
		床面積の合計 が5,000平方メ ーターを超え	336,000円

			1 万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1 万平方メートルを超え2 万5,000平方メートル以下であるもの	404,000円
			床面積の合計が2 万5,000平方メートルを超えるもの	474,000円
		その他 の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	248,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	310,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	401,000円
			床面積の合計	572,000円

				が2,000平方メートルを超え	
				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え	705,000円
				1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え	833,000円
				2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	951,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付した場合	一戸建ての住宅			3,000円
		一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円
		住宅以外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	10,000円

			申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	52,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	83,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	105,000円
			申請戸数が301以上であるもの	112,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が1,000平方メ	17,000円

			ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	52,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	83,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	105,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	131,000円
		住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	6,000円

床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	10,000円
床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	52,000円
床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	83,000円
床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	105,000円

		床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	131,000円
	住宅以外の建築物	床面積の合計 が300平方メートル以下であるもの	6,000円
		床面積の合計 が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計 が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
		床面積の合計 が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
		床面積の合計 が5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以下であるもの	83,000円
		床面積の合計 が1万平方メートルを超えるもの	

			トル以下であるもの		
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	105,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円	
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	9,000円	
			その他の場合	19,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅部分	住戸建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)		申請戸数が1のもの	9,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	18,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	27,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	40,000円
				申請戸数が26	61,000円

				に適合 するこ とを審 査する 場合	から50まで あるもの	
					申請戸数が51 から100まで あるもの	93,000円
					申請戸数が101 から200まで あるもの	134,000円
					申請戸数が201 から300まで あるもの	174,000円
					申請戸数が301 以上であるも の	196,000円
				その他 の場合	申請戸数が1 のもの	19,000円
					申請戸数が2 から5まで あるもの	38,000円
					申請戸数が6 から10まで あるもの	54,000円
					申請戸数が11 から25まで あるもの	77,000円
					申請戸数が26 から50まで あるもの	111,000円
					申請戸数が51 から100まで	161,000円

	あるもの	
	申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
	申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
	申請戸数が301以上であるもの	338,000円
共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	60,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	76,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メー	161,000円

		トル以下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	252,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	295,000円
住戸	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	48,000円
部分	エネルギー及び共用費性能基準等	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	62,000円
部分	以外を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	床面積の合計が1,000平方メ	82,000円

			に適合 するこ とを審 査する もの	一ト ルを超 え 2,000 平方メ ー トル以 下であ るもの	
			場合	床面積の合計 が2,000平方メ ー トルを超 え 5,000平方メ ー トル以下であ るもの	137,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ー トルを超 え 1万平方メ ー トル以下であ るもの	182,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ー トルを超 え 2万5,000平方 メ ー トル以下 であるもの	219,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メ ー トルを 超えるもの	259,000円
			その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ー トル以下であ るもの	125,000円

床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	157,000円
床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	203,000円
床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	295,000円
床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	366,000円
床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	434,000円

		床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	497,000円	
住宅以外の建築物	建築物	エネルギー消費性能の 基準等	床面積の合計 が300平方メートル以下であ るもの	48,000円
		を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の場合	床面積の合計 が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下であ るもの	62,000円
		及びロ(2)の場合	床面積の合計 が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下であ るもの	82,000円
			床面積の合計 が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下であ るもの	137,000円
			床面積の合計 が5,000平方メートルを超え 1万平方メー	182,000円

				トル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	219,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	259,000円
			その他	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	125,000円
			の場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	157,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	203,000円
				床面積の合計が2,000平方メ	295,000円

				一トルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	366,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	434,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	497,000円
低炭素建 築物新築 等計画の 軽微な変 更に関する 証明書の 交付	低炭素建築物新 築等計画に係る 技術的審査適合 証を添付した場 合	一戸建ての住宅	一戸建ての住 宅以外の住宅	住戸部分	1,000円
				申請戸数が1 のもの	1,000円
				申請戸数が2 から5までで あるもの	3,000円
				申請戸数が6 から10までで あるもの	5,000円
				申請戸数が11	8,000円

			から25までであるもの	
			申請戸数が26から50までであるもの	14,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	26,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	41,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	52,000円
			申請戸数が301以上であるもの	56,000円
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	3,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	5,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え	8,000円

			2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	26,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	41,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
		住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	3,000円
			床面積の合計	5,000円

				が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下であるもの	8,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下であるもの	26,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以下であるもの	41,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え 2万5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
				床面積の合計	65,000円

		が2万5,000平方メートルを超えるもの	
	住宅以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	26,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	41,000円

			るもの	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合		4,000円
			その他の場合	9,000円
	一戸建ての住宅以外の部分住宅	住戸建築物エネルギー消費性能を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合	申請戸数が1	4,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	9,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	13,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	20,000円
			申請戸数が26から50までで	30,000円

査する とを審 査する 場合	あるもの	
	申請戸数が51 から100までで あるもの	46,000円
	申請戸数が101 から200までで あるもの	67,000円
	申請戸数が201 から300までで あるもの	86,000円
	申請戸数が301 以上であるも の	98,000円
その他 の場合	申請戸数が 1 のもの	9,000円
	申請戸数が 2 から 5 までで あるもの	19,000円
	申請戸数が 6 から 10 までで あるもの	27,000円
	申請戸数が 11 から 25 までで あるもの	38,000円
	申請戸数が 26 から 50 までで あるもの	55,000円
	申請戸数が 51 から 100 までで あるもの	80,000円

		申請戸数が101から200までであるもの	110,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	144,000円
		申請戸数が301以上であるもの	169,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	30,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	38,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	50,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	80,000円

		るもの	
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	104,000円
		床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	126,000円
		床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	147,000円
住 戸	建 築 物	床面積の合計	24,000円
部 分	エ ネ ル	が300平方メー	
及 び	ギ ー	トル以下であ	
共 用	費 性 能	るもの	
部 分	基 準 等	床面積の合計	31,000円
以 外	を 定 め	が300平方メー	
の 部	る 省 令	トルを超え	
分	第 10 条	1,000平方メー	
	第 1 号	トル以下であ	
	イ (2)	るもの	
	及 び	床面積の合計	41,000円
	(2)	が1,000平方メ	
	に 適 合	ートルを超え	

				するこ とを審 査する	2,000平方メ ートル以下であ るもの	
			場合	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの		68,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの		91,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの		109,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの		129,000円
			その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの		62,000円
				床面積の合計		78,000円

				が300平方メートルを超え	
				1,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	101,000円
				が1,000平方メートルを超え	
				2,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	147,000円
				が2,000平方メートルを超え	
				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	183,000円
				が5,000平方メートルを超え	
				1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	217,000円
				が1万平方メートルを超え	
				2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	248,000円

		が2万5,000平方メートルを超えるもの	
住宅以外の建築物	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であり、エネルギー消費性能のもの	24,000円
	基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下であり(2)のもの	31,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下であり(2)のもの	41,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下であり(2)のもの	68,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下であり(2)のもの	91,000円

				るもの	
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	109,000円
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	129,000円
			その他	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	62,000円
			の場合	床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	78,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	101,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え	147,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	183,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	217,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	248,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第3項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物であることを	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外	住戸部分	5,000円
				申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25まで	29,000円

証する書面（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物であることを証する書面」という。）を添付した場合	あるもの		
	申請戸数が26から50までであるもの	48,000円	
	申請戸数が51から100までであるもの	87,000円	
	申請戸数が101から200までであるもの	138,000円	
	申請戸数が201から300までであるもの	175,000円	
	申請戸数が301以上であるもの	186,000円	
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー	29,000円

				トル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			の部分	床面積の合計が300平方メー	17,000円

				トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	29,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	87,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	138,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	175,000円
				床面積の合計 が2万5,000平	218,000円

		方メートルを 超えるもの	
	住宅以外の建築物	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	10,000円
		床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
		床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	29,000円
		床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	87,000円
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	138,000円

		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物であることを証する書面を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)に適合することを審査する場合	18,000円
		その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅以外の部分住宅	建築物申請戸数が1のもの	18,000円
		エネルギー消費性能から5までで基準等あるものを定め申請戸数が6から10までで第1条あるもの	35,000円
		第1項申請戸数が11から25まででイ(2)あるもの	51,000円
		又はロ申請戸数が26から50までで	74,000円
			112,000円

			に適合するのとを審査する場合	あるもの 申請戸数が51から100までであるもの 申請戸数が101から200までであるもの 申請戸数が201から300までであるもの 申請戸数が301以上であるもの	169,000円 242,000円 312,000円 356,000円
			その他の場合	申請戸数が1のもの 申請戸数が2から5までであるもの 申請戸数が6から10までであるもの 申請戸数が11から25までであるもの 申請戸数が26から50までであるもの 申請戸数が51から100までであるもの	37,000円 75,000円 105,000円 148,000円 213,000円 306,000円

		申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
		申請戸数が301以上であるもの	639,000円
共用部分	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
	基準等	床面積の合計を定めが300平方メートルを超える省令第4条第3項第1号に適合する	17,000円
		とを審査しない場合（共用部分の増改築に限る。）	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円

					るもの	
					床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	138,000円
					床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	175,000円
					床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	218,000円
				その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	118,000円
					床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	150,000円
					床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え	196,000円

		2,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	305,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	392,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	469,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	546,000円
住戸建築物 部分エネルギー 及びエネルギー 共用費性能 部分基準等		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	20,000円
		床面積の合計	28,000円

			以外を定めが300平方メー	
			の部の省令トルを超え	
			分で第1条1,000平方メー	
			あつ第1項トル以下であ	
			て、か第1号るもの	
つ、建イ又は床面積の合計	40,000円			
築物口に適が1,000平方メ				
エネ合する一トルを超え				
ルギことを2,000平方メー				
一消審査すトル以下であ				
費性る場合るもの				
能基	床面積の合計	103,000円		
準等	が2,000平方メ			
を定	一トルを超え			
める	5,000平方メー			
省令	トル以下であ			
第10	るもの			
条第	床面積の合計	156,000円		
1号	が5,000平方メ			
の工	一トルを超え			
場等	1万平方メー			
(以	トル以下であ			
下こ	るもの			
の表	床面積の合計	194,000円		
にお	が1万平方メ			
いて	一トルを超え			
「工	2万5,000平方			
場等」	メートル以下			
とい	であるもの			
う。)	床面積の合計	240,000円		

		の部 分	が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	
		住戸建築物 部分	床面積の合計 エネルギー 及び省エネ 性能のもの	248,000円
		部分 以外	基準等 を定め る省令 で第1条 第1項 第1号 のもの	310,000円
		つ、工 場等 以外 の部 分	に適合 することを 審査す る場合 の 床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	401,000円
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	572,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ	705,000円

					るもの	
					床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	833,000円
					床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	951,000円
			建築物		床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	94,000円
			基準等		床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	120,000円
			口に適 合する ことを 審査す る場合		床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	159,000円
					床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え	257,000円

			5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	336,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	404,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	474,000円
住宅以外の建築物	工場建築物等の部分	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	20,000円
			基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又は	
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	28,000円
			床面積の合計	40,000円

		ロに適合することを審査する場合	が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	156,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	194,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	240,000円
工場等以外の	建築物		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	248,000円

			部 分	費性能るもの		
				基準等 を定め る省令 第1条 第1項 第1号	床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	310,000円
				イに適 合する ことを 審査す る場合	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	401,000円
					床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	572,000円
					床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	705,000円
					床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下	833,000円

	であるもの	
	床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	951,000円
建築物	床面積の合計 エネルギーが300平方メ ー トル以下であ るもの	94,000円
基準等	床面積の合計 を定めが300平方メ ー トルを超え る省令 第1条 第1項 第1号 るもの	120,000円
	口に適 合する ことを 審査す る場合 るもの	159,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ー トルを超え 5,000平方メ ー トル以下であ るもの	257,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ー トルを超え	336,000円

				1 万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下であるもの	404,000円
				床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	474,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更	建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物であることを証明する書を添付した場合	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外	住戸部分	申請戸数が 1 のもの
					3,000円
				申請戸数が 2 から 5 までであるもの	6,000円
				申請戸数が 6 から 10 までであるもの	10,000円
				申請戸数が 11 から 25 までであるもの	17,000円
				申請戸数が 26 から 50 までであるもの	29,000円
				申請戸数が 51 から 100 までであるもの	52,000円

			あるもの	
			申請戸数が101 から200までで あるもの	83,000円
			申請戸数が201 から300までで あるもの	105,000円
			申請戸数が301 以上であるも の	112,000円
		共用部 分	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	6,000円
			床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	10,000円
			床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー	52,000円

			トル以下であるもの	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	83,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	105,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円
	住戸部分及び共用部分以外の部分		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が1,000平方メ	17,000円

		ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	
		床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	52,000円
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	83,000円
		床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	105,000円
		床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	131,000円
	住宅以外の建築物	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	6,000円

床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	10,000円
床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	52,000円
床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	83,000円
床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	105,000円

			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円	
建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物であることを証する書面を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)に適合することを審査する場合		9,000円	
			その他の場合	19,000円	
	一戸建ての住宅以外の部分住宅	住戸建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)に適合することを審査する場合	申請戸数が1から5までであるもの	申請戸数が1	9,000円
				申請戸数が2	18,000円
				申請戸数が6	27,000円
				申請戸数が11	40,000円
				申請戸数が26	61,000円
				申請戸数が51	93,000円
				申請戸数が101	134,000円
				申請戸数が201	

				あるもの	
				申請戸数が201 から300までで あるもの	174,000円
				申請戸数が301 以上であるも の	196,000円
			その他 の場合	申請戸数が1 のもの	19,000円
				申請戸数が2 から5までで あるもの	38,000円
				申請戸数が6 から10までで あるもの	54,000円
				申請戸数が11 から25までで あるもの	77,000円
				申請戸数が26 から50までで あるもの	111,000円
				申請戸数が51 から100までで あるもの	161,000円
				申請戸数が101 から200までで あるもの	221,000円
				申請戸数が201 から300までで あるもの	289,000円

		申請戸数が301以上であるもの	338,000円
共用建築物部分		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
	基準等	床面積の合計を定めが300平方メートルを超える省令第4条第3項第1号	10,000円
	に適合する	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	17,000円
	部分の増改築に限る。）	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であ	83,000円

					るもの	
					床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	105,000円
					床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	131,000円
				その他	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	60,000円
				の場合	床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	76,000円
					床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	101,000円
					床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え	161,000円

		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	252,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	295,000円
住戸	建築物	床面積の合計	11,000円
部分	エネルギー	が300平方メートル以下であるもの	
及び	ピーク消費性能		
共用	基準等	床面積の合計	16,000円
部分	以外を定める	が300平方メートルを超え	
の	部分で	1,000平方メートル以下であるもの	
あ	つ		
て、	工		
場	等	床面積の合計	23,000円

	の部に 分	口に適 合する ことを 審査す る場合	が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	60,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	91,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	114,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	142,000円
住戸 部分 及び	建築物 エネルギー 消費	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ	125,000円	

			共用費性能るもの	
			部分基準等	床面積の合計 157,000円
			以外を定めが300平方メー	
			の部の省令トルを超え	
			分で第1条1,000平方メー	
			あつ第1項トル以下であ	
			て、か第1号るもの	
			つ、工イに適	床面積の合計 203,000円
			場等合するが1,000平方メ	
			以外ことを一トルを超え	
			の部審査す2,000平方メー	
			分る場合トル以下であ	
			るもの	
			床面積の合計	295,000円
			が2,000平方メ	
			ートルを超え	
			5,000平方メー	
			トル以下であ	
			るもの	
			床面積の合計	366,000円
			が5,000平方メ	
			ートルを超え	
			1万平方メー	
			トル以下であ	
			るもの	
			床面積の合計	434,000円
			が1万平方メ	
			ートルを超え	
			2万5,000平方	
			メートル以下	

	であるもの	
	床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	497,000円
建築物	床面積の合計 エネルギーが300平方メー ター以下であ るもの	48,000円
基準等	床面積の合計 を定めが300平方メー ターを超え る省令第1条 第1項第1号 のものを	62,000円
適口に適合することを審査する場合	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	82,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	137,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え	182,000円

			1 万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1 万平方メートルを超え2 万5,000平方メートル以下であるもの	219,000円
			床面積の合計が2 万5,000平方メートルを超えるもの	259,000円
住宅以外の建築物	工場建築物等の部分	建築物のエネルギー消費性能	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	11,000円
			基準等を定める省令第1条第1項第1号	16,000円
			イ又はロに適合することを審査する場合	23,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	60,000円

		が2,000平方メートルを超え	
		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	91,000円
		が5,000平方メートルを超え	
		1万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	114,000円
		が1万平方メートルを超え	
		2万5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	142,000円
		が2万5,000平方メートルを超えるもの	
工場建築物等以外の部分	エネルギー消費性能	床面積の合計	125,000円
		が300平方メートル以下であるもの	
	基準等を定める省令第1条第1項	床面積の合計	157,000円
		が300平方メートルを超え	
		1,000平方メートル以下であるもの	

	第1号	るもの	
	イに適	床面積の合計	203,000円
	合する	が1,000平方メ	
	ことを	ートルを超え	
	審査す	2,000平方メー	
	る場合	トル以下であ	
		るもの	
		床面積の合計	295,000円
		が2,000平方メ	
		ートルを超え	
		5,000平方メー	
		トル以下であ	
		るもの	
		床面積の合計	366,000円
		が5,000平方メ	
		ートルを超え	
		1万平方メー	
		トル以下であ	
		るもの	
		床面積の合計	434,000円
		が1万平方メ	
		ートルを超え	
		2万5,000平方	
		メートル以下	
		であるもの	
		床面積の合計	497,000円
		が2万5,000平	
		方メートルを	
		超えるもの	
	建築物	床面積の合計	48,000円

				エネルギー消費性能が300平方メートル以下であるもの	
				基準等床面積の合計が300平方メートルを超え第1条第1項第1号	62,000円
				口に適合することを審査する場合	82,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	137,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	182,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え	219,000円

				2万5,000平方メートル以下であるもの		
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	259,000円	
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物であることを証する書面を添付した場合	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外	住戸部分	申請戸数が1	1,000円
					申請戸数が2から5までであるもの	3,000円
					申請戸数が6から10までであるもの	5,000円
					申請戸数が11から25までであるもの	8,000円
					申請戸数が26から50までであるもの	14,000円
					申請戸数が51から100までであるもの	26,000円
					申請戸数が101から200までであるもの	41,000円
					申請戸数が201から300までで	52,000円

			あるもの	
			申請戸数が301 以上であるもの	56,000円
		共用部	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	3,000円
		分	床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	5,000円
			床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	8,000円
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	26,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー	41,000円

				トル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
		住戸部分及び共用部分以外の部分		床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	3,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	5,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	8,000円
				床面積の合計が2,000平方メ	26,000円

		一トルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	41,000円
		床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	52,000円
		床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	65,000円
	住宅以外の建築物	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	3,000円
		床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	5,000円

		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	26,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	41,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
建築物エネルギー消費性能向上	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	4,000円

計画に記載された他の建築物であることを証する書面を添付しない場合			令第1条第1項第2号イ(2)又はロ(2)に適合することを審査する場合		
			その他の場合	9,000円	
	一戸建ての住宅以外の部分住宅	住戸部分	建築物	申請戸数が1のもの	4,000円
				申請戸数が2のもの	9,000円
				申請戸数が3から5までのもの	
				申請戸数が6から10までのもの	13,000円
				申請戸数が11から25までのもの	20,000円
				申請戸数が26から50までのもの	30,000円
				申請戸数が51から100までのもの	46,000円
				申請戸数が101から200までのもの	67,000円
			申請戸数が201から300までのもの	86,000円	
			申請戸数が301以上であるもの	98,000円	

		の	
	その他	申請戸数が1	9,000円
	の場合	のもの	
		申請戸数が2	19,000円
		から5までで	
		あるもの	
		申請戸数が6	27,000円
		から10までで	
		あるもの	
		申請戸数が11	38,000円
		から25までで	
		あるもの	
		申請戸数が26	55,000円
		から50までで	
		あるもの	
		申請戸数が51	80,000円
		から100までで	
		あるもの	
		申請戸数が101	110,000円
		から200までで	
		あるもの	
		申請戸数が201	144,000円
		から300までで	
		あるもの	
		申請戸数が301	169,000円
		以上であるも	
		の	
共用	建築物	床面積の合計	3,000円
部分	エネルギー	が300平方メー	
	消費	トル以下であ	

			費性能るもの	
			基準等 を定め る省令 第4条 第3項 第1号 に適合 するこ とを審 査しな い場合 (共用 部分の みの増 改築に 限る。)	床面積の合計 5,000円
			が300平方メ ートルを 超え 1,000平方メ ートル以下 であるもの	
			が1,000平方メ ートルを 超え 2,000平方メ ートル以下 であるもの	8,000円
			が2,000平方メ ートルを 超え 5,000平方メ ートル以下 であるもの	26,000円
			が5,000平方メ ートルを 超え 1万平方メ ートル以下 であるもの	41,000円
			が1万平方メ ートルを 超え 2万5,000平方 メートル以下	52,000円

					であるもの	
					床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	65,000円
			その他 の場合		床面積の合計 が300平方メートル以下である もの	30,000円
					床面積の合計 が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下である もの	38,000円
					床面積の合計 が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下である もの	50,000円
					床面積の合計 が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下である もの	80,000円
					床面積の合計 が5,000平方メートルを超え	104,000円

		1 万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が1 万平方メートルを超え2 万5,000平方メートル以下であるもの	126,000円
		床面積の合計が2 万5,000平方メートルを超えるもの	147,000円
住戸	建築物	床面積の合計	5,000円
部分	エネルギー及び	が300平方メートル以下であるもの	
共用	費性能		
部分	基準等	床面積の合計	8,000円
以外	を定め	が300平方メートルを超え	
の部分	る省令	1,000平方メートル以下であるもの	
分で	第1条		
あつ	第1項		
て、工	第1号		
場等	イ又は	床面積の合計	11,000円
の部分	ロに適	が1,000平方メートルを超え	
分	合する	ことを2,000平方メートル以下であるもの	
		審査する場合	
		床面積の合計	30,000円

		が2,000平方メートルを超え	
		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	45,000円
		が5,000平方メートルを超え	
		1万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	57,000円
		が1万平方メートルを超え	
		2万5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	71,000円
		が2万5,000平方メートルを超えるもの	
住戸建築物	床面積の合計		62,000円
部分エネルギー及び共用費性能	が300平方メートル以下であるもの		
部分基準等	床面積の合計		78,000円
以外を定める部分で	が300平方メートルを超え		
あつ	第1条第1項	1,000平方メートル以下であ	

			て、か つ、工 場等 以外 の部 分	第1号	るもの	
				イに適	床面積の合計	101,000円
				合する	が1,000平方メ	
				ことを	ートルを超え	
				審査す	2,000平方メー	
				る場合	トル以下であ	
					るもの	
	床面積の合計	147,000円				
	が2,000平方メ					
	ートルを超え					
	5,000平方メー					
	トル以下であ					
	るもの					
	床面積の合計	183,000円				
	が5,000平方メ					
	ートルを超え					
	1万平方メー					
	トル以下であ					
	るもの					
	床面積の合計	217,000円				
	が1万平方メ					
	ートルを超え					
	2万5,000平方					
	メートル以下					
	であるもの					
	床面積の合計	248,000円				
	が2万5,000平					
	方メートルを					
	超えるもの					
	建築物	床面積の合計	24,000円			

			エネルギー消費性能	が300平方メートル以下であるもの	
			基準等を定める省令第1条第1項第1号	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	31,000円
			口に適合することを審査する場合	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	41,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	68,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	91,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え	109,000円

			2万5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
住宅以外の建築物	工場等	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	5,000円
			基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	8,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超えること	11,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以下であるもの	30,000円
			床面積の合計	45,000円

		が5,000平方メートルを超え	
		1万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え	57,000円
		2万5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	71,000円
工場等以外の部分	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	62,000円
	エネルギー消費性能	基準等を定める省令第1条第1項第1号	
		床面積の合計が300平方メートルを超え	78,000円
		1,000平方メートル以下であるもの	
		に適合することを審査する場合	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え	101,000円
		2,000平方メートル以下であるもの	

					るもの	
					床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	147,000円
					床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	183,000円
					床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	217,000円
					床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	248,000円
			建築物		床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	24,000円
			エネルギー 消費性能		床面積の合計 が300平方メ ートルを超え	31,000円
			基準等 を定める 省令			

				第 1 条	1,000平方メー	
				第 1 項	トル以下であ	
				第 1 号	るもの	
			口に適	床面積の合計	41,000円	
			合する	が1,000平方メ		
			ことを	ートルを超え		
			審査す	2,000平方メー		
			る場合	トル以下であ		
				るもの		
				床面積の合計	68,000円	
				が2,000平方メ		
				ートルを超え		
				5,000平方メー		
				トル以下であ		
				るもの		
				床面積の合計	91,000円	
				が5,000平方メ		
				ートルを超え		
				1万平方メー		
				トル以下であ		
				るもの		
				床面積の合計	109,000円	
				が1万平方メ		
				ートルを超え		
				2万5,000平方		
				メートル以下		
				であるもの		
				床面積の合計	129,000円	
				が2万5,000平		
				方メートルを		

				超えるもの	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
		住宅以外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	87,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	138,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	175,000円
				申請戸数が301以上であるもの	186,000円
			共用部分	床面積の合計が300平方メー	10,000円

				トル以下であるもの	
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	29,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方	175,000円

				メートル以下 であるもの	
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	218,000円
			住戸部分及 び共用部分 以外の部分	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	10,000円
				床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	29,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	87,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ	138,000円

		一トルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	
		床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	175,000円
		床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	218,000円
	住宅以外の建築物	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	10,000円
		床面積の合計 が300平方メー ートルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
		床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	29,000円

		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	138,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	175,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	218,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	18,000円
		その他の場合	37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅部分	建築物申請戸数が1エネルギーのもの	18,000円

ギ一消 費性能 基準等 を定め る省令 第10条 第2号 イ(2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	申請戸数が2 から5までで あるもの	35,000円
	申請戸数が6 から10までで あるもの	51,000円
	申請戸数が11 から25までで あるもの	74,000円
	申請戸数が26 から50までで あるもの	112,000円
	申請戸数が51 から100までで あるもの	169,000円
	申請戸数が101 から200までで あるもの	242,000円
	申請戸数が201 から300までで あるもの	312,000円
	申請戸数が301 以上であるも の	356,000円
	申請戸数が1 のもの	37,000円
	申請戸数が2 から5までで あるもの	75,000円
申請戸数が6	105,000円	

		から10までであるもの	
		申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	544,000円
		申請戸数が301以上であるもの	639,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	118,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	150,000円

			床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	196,000円
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	305,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	392,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	469,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	546,000円
住戸 部分	建築物 エネルギー		床面積の合計 が300平方メ	94,000円

				メートル以下 であるもの	
				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	474,000円
			その他 の場合	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	248,000円
				床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	310,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	401,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	572,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ	705,000円

		一トルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	
		床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	833,000円
		床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	951,000円
住宅以外の建築物	建築物	床面積の合計 エネルギーが300平方メ ートル以下であ るもの	94,000円
	基準等	床面積の合計 を定めが300平方メ ートルを超え 第10条1,000平方メ ートル以下であ るもの	120,000円
	及びロ (2)	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え するこ2,000平方メ ートル以下であ るもの	159,000円

場合	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	257,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	336,000円
	床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	404,000円
	床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	474,000円
その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	248,000円
	床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ	310,000円

			トル以下であるもの	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	401,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	572,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	705,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	833,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	951,000円

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		3,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	10,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	52,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	83,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	105,000円
				申請戸数が301以上であるもの	112,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であ	6,000円		

				るもの	
				床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	10,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	17,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	52,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	83,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下	105,000円

	であるもの	
	床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	131,000円
住戸部分及び 共用部分 以外の部分	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	6,000円
	床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	10,000円
	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	17,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	52,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え	83,000円

		1 万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が1 万平方メートルを超え2 万5,000平方メートル以下であるもの	105,000円
		床面積の合計が2 万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円
	住宅以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
		床面積の合計	52,000円

			が2,000平方メートルを超え	
			5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え	83,000円
			1万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え	105,000円
			2万5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	131,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合		9,000円
			その他の場合	19,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅部分	建築物エネルギー消費	申請戸数が1	9,000円
			申請戸数が2	18,000円

			費性能から5までで 基準等あるもの	
			を定め申請戸数が6 る省令から10までで 第10条あるもの	27,000円
			第2号申請戸数が11 イ(2)から25までで 及びロあるもの	40,000円
			(2)申請戸数が26 に適合から50までで するこあるもの	61,000円
			とを審査申請戸数が51 査するから100までで 場合あるもの	93,000円
			申請戸数が101 から200までで あるもの	134,000円
			申請戸数が201 から300までで あるもの	174,000円
			申請戸数が301 以上であるも の	196,000円
			その他申請戸数が1 の場合のもの	19,000円
			申請戸数が2 から5までで あるもの	38,000円
			申請戸数が6 から10までで	54,000円

		あるもの	
		申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	289,000円
		申請戸数が301以上であるもの	338,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	60,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	76,000円
		床面積の合計	101,000円

		が1,000平方メートルを超え	
		2,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	161,000円
		が2,000平方メートルを超え	
		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	210,000円
		が5,000平方メートルを超え	
		1万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	252,000円
		が1万平方メートルを超え	
		2万5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計	295,000円
		が2万5,000平方メートルを超えるもの	
住戸	建築物	床面積の合計	48,000円
部分	エネルギー	が300平方メートル以下であ	
及び	ギー消		

		共用部分以外の部分	性能等	るもの	
			基準等	床面積の合計	62,000円
			を定め	が300平方メ	
			る省令	トルを超え	
			第10条 第1号	1,000平方メ トル以下であ	
		イ(2)	るもの		
		及びロ	床面積の合計	82,000円	
		(2)	が1,000平方メ		
		に適合	一トルを超え		
		するこ	2,000平方メ		
		とを審	トル以下であ		
		査する	るもの		
		場合	床面積の合計	137,000円	
			が2,000平方メ		
			一トルを超え		
			5,000平方メ		
			トル以下であ		
			るもの		
			床面積の合計	182,000円	
			が5,000平方メ		
			一トルを超え		
			1万平方メ		
			トル以下であ		
			るもの		
			床面積の合計	219,000円	
			が1万平方メ		
			一トルを超え		
			2万5,000平方		
			メートル以下		

					であるもの	
					床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	259,000円
			その他 の場合		床面積の合計 が300平方メートル以下である もの	125,000円
					床面積の合計 が300平方メートルを超え 1,000平方メートル以下である もの	157,000円
					床面積の合計 が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下である もの	203,000円
					床面積の合計 が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以下である もの	295,000円
					床面積の合計 が5,000平方メートルを超え	366,000円

		1 万平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下であるもの	434,000円
		床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	497,000円
住宅以外の建築物	建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以下であり、エネルギー消費性能の基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ (2) のもの	48,000円
		及びロ (2) に適合することを審査する場合	82,000円
		床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下であるもの	137,000円

				が2,000平方メートルを超え	
				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	182,000円
				が5,000平方メートルを超え	
				1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	219,000円
				が1万平方メートルを超え	
				2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	259,000円
				が2万5,000平方メートルを超えるもの	
			その他	床面積の合計	125,000円
			の場合	が300平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計	157,000円
				が300平方メートルを超え	
				1,000平方メートル以下であるもの	

			るもの	
			床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	203,000円
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	295,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	366,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	434,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	497,000円
建築物エ	建築物エネルギー	戸建ての住宅		1,000円

エネルギー消費性能向上計画の認定の軽微な変更に関する証明書の交付	消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付した場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	1,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	3,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	5,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	8,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	14,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	26,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	41,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	52,000円
				申請戸数が301以上であるもの	56,000円
				共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの

床面積の合計 が300平方メー トルを超え 1,000平方メー トル以下であ るもの	5,000円
床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	8,000円
床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	26,000円
床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	41,000円
床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	52,000円

	床面積の合計 が2万5,000平方メートルを 超えるもの	65,000円
住戸部分及び 共用部分以外 の部分	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	3,000円
	床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	5,000円
	床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	8,000円
	床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	26,000円
	床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ	41,000円

		トル以下であるもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	52,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	住宅以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メ	26,000円

		一トルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	
		床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ ートル以下であ るもの	41,000円
		床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	52,000円
		床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	65,000円
建築物エネルギー 消費性能向上 計画に係る技術 的審査適合証を 添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省 令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に適合す ることを審査する場合	4,000円
		その他の場合	9,000円
	一戸建ての住宅以外の部分住宅	建築物申請戸数が1 エネルギーのもの	4,000円
		建築物申請戸数が2 エネルギー消費性能から5までで	9,000円

基準等	あるもの	
を定め	申請戸数が6	13,000円
る省令	から10までで	
第10条	あるもの	
第2号	申請戸数が11	20,000円
イ(2)	から25までで	
及びロ	あるもの	
(2)	申請戸数が26	30,000円
に適合	から50までで	
するこ	あるもの	
とを審	申請戸数が51	46,000円
査する	から100までで	
場合	あるもの	
	申請戸数が101	67,000円
	から200までで	
	あるもの	
	申請戸数が201	86,000円
	から300までで	
	あるもの	
	申請戸数が301	98,000円
	以上であるも の	
その他	申請戸数が1	9,000円
の場合	のもの	
	申請戸数が2	19,000円
	から5までで	
	あるもの	
	申請戸数が6	27,000円
	から10までで	
	あるもの	

		申請戸数が11から25までであるもの	38,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	55,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	80,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	110,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	144,000円
		申請戸数が301以上であるもの	169,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	30,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	38,000円
		床面積の合計が1,000平方メ	50,000円

			ートルを超え 2,000平方メー トル以下であ るもの	
			床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	80,000円
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	104,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	126,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	147,000円
	住戸	建築物	床面積の合計 が300平方メー トル以下であ るもの	24,000円
	部	エネルギー		
	及び	ギ一消		
	共用	費性能		

			部 分 以 外 の 部 分	基準等	床面積の合計	31,000円
				を定め	が300平方メー	
				る省令	トルを超え	
				第10条	1,000平方メー	
				第1号	トル以下であ	
	イ(2)	るもの				
	及びロ	床面積の合計	41,000円			
	(2)	が1,000平方メ				
	に適合	ートルを超え				
	するこ	2,000平方メー				
	とを審	トル以下であ				
	査する	るもの				
	場合	床面積の合計	68,000円			
		が2,000平方メ				
		ートルを超え				
		5,000平方メー				
		トル以下であ				
		るもの				
		床面積の合計	91,000円			
		が5,000平方メ				
		ートルを超え				
		1万平方メー				
		トル以下であ				
		るもの				
		床面積の合計	109,000円			
		が1万平方メ				
		ートルを超え				
		2万5,000平方				
		メートル以下				
		であるもの				

				床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	129,000円
			その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	62,000円
				床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	78,000円
				床面積の合計 が1,000平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下であ るもの	101,000円
				床面積の合計 が2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下であ るもの	147,000円
				床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メ	183,000円

		トル以下であるもの	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	217,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	248,000円
住宅以外の建築物	建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	24,000円
		エネルギー消費性能の基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合するものとを審査する場合	31,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	41,000円
		床面積の合計が2,000平方メ	68,000円

			一トルを超え 5,000平方メー トル以下であ るもの	
			床面積の合計 が5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下であ るもの	91,000円
			床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平方 メートル以下 であるもの	109,000円
			床面積の合計 が2万5,000平 方メートルを 超えるもの	129,000円
		その他 の場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下であ るもの	62,000円
			床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下であ るもの	78,000円

			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	101,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	147,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	183,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	217,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	248,000円
マンション管理計	マンション管理適正化推進セン	長期修繕計画の数が1であるもの		3,800円
		長期修繕計画の数が2以上であるもの		3,800円に1を

画の認定申請又は認定の更新申請	ターが交付したマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書面（以下「管理計画認定基準適合証」という。）を添付した場合	超える長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
	管理計画認定基準適合証を添付しない場合	長期修繕計画の数が1であるもの 26,900円 長期修繕計画の数が2以上であるもの 26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額
優良宅地造成認定申請	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であるとき。130,000円 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満であるとき。190,000円 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満であるとき。260,000円 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満であるとき。390,000円 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘ

	条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成に係るもの	クタール未満であるとき。 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満であるとき。 造成宅地の面積が10ヘクタール以上であるとき。	660,000円 870,000円
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成に係るもの		86,000円
優良住宅 新築認定 申請	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき。	6,200円 8,600円 13,000円 35,000円 43,000円 58,000円
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若し	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下であるとき。 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下であると	6,200円 8,600円 13,000円

	くは第62条の3	き。	
	第4項第15号ニ	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メー	35,000円
	に規定する住宅	トルを超え1万平方メートル以下である	
	の新築に係るも	とき。	
	の	新築住宅の床面積の合計が1万平方メー	43,000円
		トルを超えるとき。	
特定民間再開発事業認定申請			32,000円
地区外転出事務認定申請			24,000円

備考

- 1 建築物に関する確認申請又は計画通知の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知及び特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定の項、建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更の項及び建築物のエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の項の床面積の合計は、建築物の用途に応じ工場等及び工場等以外の非住宅の区分に係る部分の床面積についてそれぞれ算定する。この場合において、当該建築物の床面積

の合計を全て工場等以外の非住宅の区分として算定した手数料の額が、それぞれの区分において算定した手数料の額の合計額以下であるときは、当該全て工場等以外の非住宅の区分として算定した手数料の額を当該手数料の額とする。

- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第12条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了通知の手数料の額は、建築物に関する完了検査申請又は完了通知の項に規定する手数料の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料の額を加えた額とする。

区分			手数料の額（1棟につき）
一戸建ての住宅			3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	4,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	10,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	15,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	23,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	36,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	39,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	42,000円
		申請戸数が301以上であるもの	77,000円
		共用部分	床面積の合計が100平方メートル以下であるもの
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下		3,000円

	であるもの	
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円
住戸部分及び共用部分以外の部分（工場等）	床面積の合計が500平方メートル以下であるもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートル	6,000円

		ルを超えるもの	
	住戸部分及び 共用部分以外 の部分（工場 等以外）	床面積の合計が100平方メー トル以下であるもの	2,000円
		床面積の合計が100平方メー トルを超え200平方メー トル以下 であるもの	3,000円
		床面積の合計が200平方メー トルを超え500平方メー トル以下 であるもの	5,000円
		床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メー トル以下 であるもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メー トル以下 であるもの	15,000円
		床面積の合計が2,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以下 であるもの	36,000円
		床面積の合計が1万平方メー トルを超え5万平方メー トル以下 であるもの	48,000円
		床面積の合計が5万平方メー トルを超えるもの	88,000円
住 宅 以 外 の 建 築 物	工場等	床面積の合計が500平方メー トル以下であるもの	1,000円
		床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メー トル以下 であるもの	2,000円
		床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メー トル	3,000円

	以下であるもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	6,000円
工場等以外	床面積の合計が100平方メートル以下であるもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物の全てについて算定した手数料の額を合算した額とする。

- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請の手数料の額は、同項に規定する申請建築物及び他の建築物のうち変更があるものについて算定した手数料の額を合算した額とする。ただし、新たに同項に規定する他の建築物を加える場合は、当該他の建築物について算定した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の手数料の額を加算する。
- 7 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項及び第12条第2項ただし書きの規定に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査を比較的容易にできる住宅の場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の額は、建築物に関する確認申請又は計画通知の項に規定する手数料の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料の額を加えた額とする。また、建築物1棟ごとに当該手数料額を加えるものとする。

区分		手数料の額（1棟につき）	
建築物エネルギー消費性能適合性判定	一戸建ての住宅	13,000円	
	一戸建ての住宅以外の住戸部分	申請戸数が1のもの	13,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	25,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	34,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	45,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	63,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	82,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	103,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	137,000円

		るもの	
		申請戸数が301以上であるもの	169,000円
建築 物 エ ネ ル ギ 一 部 分 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の 変 更	一戸建ての住宅		6,000円
	一戸建ての住宅	申請戸数が1のもの	6,000円
	住宅以外の住戸	申請戸数が2から5までであるもの	12,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	22,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	31,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	41,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	51,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	68,000円
		申請戸数が301以上であるもの	84,000円

別表第8中

「

砂利の採取計画の変更認可申請	15,000円
----------------	---------

を

」

「

砂利の採取計画の変更認可申請		15,000円
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以下のもの	16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	28,000円

	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	40,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	59,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	68,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	93,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	148,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの	229,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの	359,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	508,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	657,000円
土石の堆積に関する工事の許可申請	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以下のもの	11,000円
	土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	14,000円

	のもの	
	土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	16,000円
	土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	20,000円
	土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	29,000円
	土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	32,000円
	土石の堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	39,000円
	土石の堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの	54,000円
	土石の堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの	74,000円
	土石の堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	111,000円
	土石の堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	136,000円
宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る中	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートル以下のもの	3,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超えるもの	4,000円

間検査申請	平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	6,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの	12,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの	24,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	43,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの	62,000円
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請		次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が657,000円を超えるときは、その手数料の額は、657,000円とする。 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地

に

		<p>の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積) に応じ宅地造成又は特定盛土等の許可申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 盛土又は切土をする土地を加える宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更の場合については、加える盛土又は切土をする土地の面積に応じ宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
<p>土石の堆積に関する工事の変更許可申請</p>		<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、その手数料の額は、136,000円とする。</p> <p>ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当するものを除く。）については、土石の</p>

		<p>堆積をする土地の面積 （イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ土石の堆積に関する工事の許可申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 土石の堆積をする土地を加える土石の堆積に関する工事の設計の変更の場合については、加える土石の堆積をする土地の面積に応じ土石の堆積に関する工事の許可申請の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
--	--	--

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第6の改正規定は令和7年3月31日から、別表第8の改正規定は令和7年5月26日から施行する。

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第147条第 1 項ただし書及び第 4 号、第182条第 1 項ただし書及び第 3 号並びに第189条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第12項中「事業所の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サー

ビス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第129条第1項ただし書及び第4号、第166条第1項ただし書及び第3号並びに第173条第1項第1号、第2号及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 静岡市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第6号及び第23条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 静岡市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年静岡市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書及び第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第45条第1項ただし書及び第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第9項各号列記以外の部分及び第1号から第3号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第12項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

（静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条

例第22号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第4号並びに第10項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 静岡市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和6年静岡市条例第74号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第11条 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年静岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第87条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第13条 静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第14条 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第37条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第15条 静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第16条 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書及び第3号並びに第7項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第17条 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書及び第4号並びに第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例の一部改正)

第18条 静岡市病院における専属の薬剤師の配置並びに人員及び施設の基準を定める条例（平成28年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 84 号

静岡市歴史博物館条例の一部改正について

静岡市歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市歴史博物館条例の一部を改正する条例

静岡市歴史博物館条例（令和 3 年静岡市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「納付」を「前納」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該観覧料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第 7 条第 2 項中「前項」を「前項本文」に改める。

別表第 1 中備考 6 を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 9 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市立こども園条例の一部改正について

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立こども園条例の一部を改正する条例

静岡市立こども園条例（平成26年静岡市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）にあつては、規則で定める園において行う同項の乳児等通園支援事業を利用することができる。
- 第11条第1項第1号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。
- （施行前の準備）
- 2 この条例による改正後の静岡市立こども園条例第3条第2項の規定による乳児等通園支援事業の利用に係る許可の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市待機児童園条例の一部改正について

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市待機児童園条例の一部を改正する条例

静岡市待機児童園条例（平成27年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 前条第 3 号に掲げる事業の利用 乳児又は幼児であつて満 3 歳未満のもの（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する内閣府令で定めるものを除く。）

第 7 条に次の 1 号を加える。

(3) 第 3 条第 3 号に掲げる事業に係る保育 市長が必要と認める時間

第 8 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 13 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 3 条第 3 号に掲げる事業の利用 当該保護者の属する世帯の所得状況その他の事情を勘案して規則で定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市待機児童園条例第 3 条第 3 号の乳児等通園支援事業の利用に係る許可の手續その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

議案第87号

**静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について**

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 88 号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第 8 号)
の一部を次のように改正する。

第17条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第28条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第30条第 1 項第 4 号ア中「第13条第 3 項第 2 号」を「第13条第 3 項第 3 号」に改める。

第46条第 2 号、第58条第 1 項、第66条の 3 第 1 項、第 4 項ただし書及び第12項ただし書、第
66条の17第 1 項、第68条第 1 項並びに第76条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を
加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第17条及び第30条の改正規定は、公
布の日から施行する。

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正について

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

静岡市桜の園	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち身体障害者を対象に行うもの（以下「身体障害者生活介護事業」という。）	30人
	支援法第77条第5項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として市内に住所を有する身体障害者を対象に日中において行う一時的な見守りその他の支援（以下「身体障害者日中一時支援事業」という。）	
静岡市桜の園城北館	身体障害者生活介護事業	20人
静岡市清水なぎさホーム	身体障害者生活介護事業及び支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行う	20人

を

	もの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	
--	-------------------------	--

「

静岡市桜の園	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち身体障害者及び知的障害者を対象に行うもの（以下「障害者生活介護事業」という。）	30人
	支援法第77条第5項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として市内に住所を有する身体障害者及び知的障害者を対象に日中において行う一時的な見守りその他の支援（以下「障害者日中一時支援事業」という。）	
静岡市桜の園城北館	障害者生活介護事業及び障害者日中一時支援事業	20人
静岡市清水なぎさホーム	障害者生活介護事業	20人

に

」

改める。

第6条第1項中「、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号」を「あって、次の各号のいずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の級別が1級又は2級に該当する者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受け、その障害の程度が重度と表示された者

第10条第2項中「身体障害者生活介護事業又は知的障害者生活介護事業」を「障害者生活介護事業」に、「身体障害者日中一時支援事業」を「障害者日中一時支援事業」に改める。

第15条の見出し中「広告」を「公告」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の規定に基づく生活訓練ホームの利用に係る許可の手続、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

議案第90号

静岡市斎場条例の一部改正について

静岡市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市斎場条例の一部を改正する条例

静岡市斎場条例（平成15年静岡市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市静岡斎場	静岡市葵区慈悲尾472番地の1	を
静岡市静岡斎場井川分場	静岡市葵区井川1243番地の3	

」

「

静岡市静岡斎場	静岡市葵区慈悲尾472番地の1	に
---------	-----------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

港湾会館清水日の出センター条例の一部改正について

港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

港湾会館清水日の出センター条例の一部を改正する条例

港湾会館清水日の出センター条例（平成15年静岡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条中「及び港湾会館清水日の出センター別館」及び「これらを」を削る。

別表2別館の利用料金の限度額の表を削り、別表3冷暖房の利用料金の限度額の表を別表2冷暖房の利用料金の限度額の表とする。

別表4備品（器具）の利用料金の限度額の表中

「

移動ステージ	一式につき	5,830円	5,830円	5,830円	17,490円
演台	1台につき	110円	110円	110円	330円

を

」

「

移動ステージ	一式につき	5,830円	5,830円	5,830円	17,490円
カーペットステージ	1台につき	110円	110円	110円	330円
演台	1台につき	110円	110円	110円	330円
司会台	1台につき	110円	110円	110円	330円

に、

」

レクチャーアン プ	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円	を
--------------	-------	--------	--------	--------	--------	---

移動式マイクセ ット	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円	に、
---------------	-------	--------	--------	--------	--------	----

レコードプレー ヤー	一式につき	550円	550円	550円	1,650円	を
ボーカル用スタ ンドマイク	1本につき	770円	770円	770円	2,310円	
ワイヤレスマイ ク	一式につき	550円	550円	550円	1,650円	
スピーチ用マイ ク	一式につき	550円	550円	550円	1,650円	
コンセント	1口につき	160円	160円	160円	480円	
ビデオカセット レコーダー	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円	
ビデオディスク レコーダー	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円	
オーバーヘッド プロジェクター	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円	

レコードプレー ヤー	1台につき	550円	550円	550円	1,650円
コンパクトディ スクプレーヤー	1台につき	550円	550円	550円	1,650円

ワイヤレスマイク	一式につき	550円	550円	550円	1,650円
有線マイク	一式につき	550円	550円	550円	1,650円
コンセント	1口につき	160円	160円	160円	480円
ピット電源	1回路につき	1,600円	1,600円	1,600円	4,800円
ディー・バイ・ディー・プレーヤー	1台につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
移動式プロジェクター	1台につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円

に、

「

スクリーン	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
-------	-------	--------	--------	--------	--------

を

」

「

多目的ホール用スクリーン	一式につき	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
移動スクリーン	一式につき	50円	50円	50円	150円
モニター	一式につき	50円	50円	50円	150円

に

」

改め、同表を別表3 備品（器具）の利用料金の限度額の表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の港湾会館清水日の出センター条例別表の規定に基づく備品又は器具の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

附則第17項を削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	186,400	229,300	375,700	446,900
	2	187,800	231,200	376,800	448,900
	3	189,300	233,100	378,200	451,000
	4	190,800	235,000	379,800	453,000
	5	191,800	236,300	380,900	454,800
	6	194,000	238,300	382,500	456,600
	7	195,900	240,200	384,100	458,500
	8	197,900	242,100	385,500	460,500
	9	199,900	243,900	386,800	462,300
	10	202,000	245,800	388,300	464,100
	11	204,200	247,700	389,800	465,700

12	206,000	249,700	391,300	467,500
13	208,000	251,400	392,300	469,100
14	210,200	253,300	393,900	470,700
15	212,700	255,100	395,300	472,200
16	214,900	256,900	396,800	473,800
17	217,100	258,500	397,900	474,800
18	219,700	261,400	399,400	475,500
19	222,600	264,300	401,000	476,300
20	224,500	267,100	402,400	477,100
21	226,100	269,500	403,700	477,900
22	227,100	272,500	405,200	478,700
23	228,000	275,400	406,600	479,500
24	228,800	278,400	408,000	480,300
25	229,500	281,000	409,000	480,900
26	230,500	284,000	410,500	481,700
27	231,300	287,000	412,000	482,500
28	232,400	290,000	413,500	483,300
29	233,100	292,600	414,400	484,100
30	235,000	294,400	415,700	484,900
31	236,700	296,700	417,100	485,600
32	238,500	299,100	418,500	486,300
33	240,100	301,500	419,400	487,200
34	241,700	303,700	421,000	487,900
35	243,300	305,800	422,600	488,700
36	244,800	307,800	424,200	489,500
37	246,100	309,800	425,200	490,300
38	247,700	311,800	426,700	
39	249,200	313,800	428,200	
40	250,700	315,700	429,800	
41	252,200	317,700	430,500	

42	253,600	319,700	432,000
43	255,000	321,500	433,500
44	256,200	323,300	435,000
45	257,500	325,100	435,600
46	258,800	326,800	437,200
47	259,900	328,600	438,800
48	261,000	330,400	440,400
49	262,100	332,200	441,000
50	263,200	334,000	442,600
51	264,300	335,700	444,200
52	265,300	337,500	445,700
53	266,400	339,300	446,600
54	267,500	341,100	447,900
55	268,600	342,900	449,100
56	269,700	344,700	450,400
57	270,800	346,400	451,200
58	271,900	348,200	451,900
59	273,000	350,000	452,600
60	274,100	351,800	453,300
61	275,200	353,600	453,500
62	276,200	355,300	454,200
63	277,300	357,200	454,900
64	278,400	358,800	455,500
65	279,500	360,400	455,800
66	280,600	362,000	456,500
67	281,700	363,600	457,200
68	282,800	365,200	457,900
69	283,900	366,700	458,400
70	285,000	368,300	
71	286,000	369,900	

72	287, 100	371, 500
73	288, 200	373, 100
74	289, 300	374, 700
75	290, 400	376, 300
76	291, 500	378, 000
77	292, 500	379, 600
78	293, 500	381, 300
79	294, 500	383, 000
80	295, 400	384, 500
81	296, 400	385, 800
82	297, 400	387, 200
83	298, 400	388, 600
84	299, 400	390, 000
85	300, 400	391, 200
86	301, 400	392, 600
87	302, 400	394, 000
88	303, 400	395, 300
89	304, 400	396, 200
90	305, 300	397, 500
91	306, 300	398, 900
92	307, 300	400, 200
93	308, 300	401, 000
94	309, 300	401, 900
95	310, 300	403, 000
96	311, 300	404, 100
97	312, 300	405, 100
98	313, 300	406, 000
99	314, 100	406, 900
100	314, 800	407, 800
101	315, 600	408, 300

102	316,700	409,100
103	317,800	410,000
104	319,000	410,800
105	319,600	411,500
106	320,600	412,200
107	321,500	413,000
108	322,500	413,800
109	323,000	414,400
110	323,800	415,000
111	324,500	415,700
112	325,200	416,500
113	325,500	417,000
114	326,000	417,800
115	326,400	418,500
116	326,800	419,100
117	326,900	419,400
118	327,500	419,900
119	328,000	420,300
120	328,500	420,600
121	328,600	420,900
122	329,100	421,200
123	329,500	421,500
124	329,900	421,700
125	330,000	421,900
126	330,400	422,100
127	330,700	422,300
128	331,000	422,500
129	331,100	422,700
130	331,300	422,900
131	331,400	423,100

	132	331,600	423,300		
	133	331,700	423,500		
	134	331,900	423,700		
	135	332,100	423,900		
	136	332,300	424,100		
	137	332,500	424,300		
	138	332,700	424,500		
	139	332,800	424,700		
	140	333,000	424,900		
	141	333,100	425,100		
	142	333,300	425,300		
	143	333,500	425,400		
	144	333,700	425,600		
	145	333,800	425,800		
	146	333,900	426,000		
	147	334,100	426,200		
	148	334,300	426,400		
	149	334,400	426,600		
	150	334,800	426,800		
	151	335,100	427,000		
	152	335,300	427,200		
	153	335,400	427,400		
	154	335,600			
	155	335,800			
	156	336,000			
	157	336,300			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		235,600円	275,600円	331,100円	415,500円

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例(以下「改正前給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて附則別表に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 旧級	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1

9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22

39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	34
51	35	35
52	36	36
53	37	37
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	

69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	
82	66	
83	67	
84	68	
85	69	

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）
の一部を次のように改正する。

第14条の表中

給与条例第36条第2項	給与条例第16条第2項中「100分の6（医療職給料表（1）の適用を受ける職員については100分の16）」とあるのは「100分の3.7」と、給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）」とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と給与条例第33条第1項中「及び第17条」とあるのは「、第17条並びに静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第8条及び第9条」と、給与条例第36条第2項	を
給与条例第36条第2項	給与条例第24条ただし書中「初任給調整手当	

		及び特殊勤務手当（市規則で定めるものに限る。）とあるのは「へき地手当（へき地手当に準ずる手当を含む。）」と、給与条例第36条第2項	に
--	--	---	---

改める。

附則第15項及び第16項を削る。

附則第17項中「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第18項を附則第16項とする。

附則第19項中「附則第21項」を「附則第19項」に、「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とし、附則第20項を附則第18項とする。

附則第21項中「附則第17項」を「附則第15項」に、「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第22項中「附則第19項」を「附則第17項」に、「附則第17項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第23項中「附則第19項又は」を「附則第17項又は」に、「附則第19項、第21項又は第22項」を「附則第17項、第19項又は第20項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第24項中「附則第17項」を「附則第15項」に、「附則第19項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第22項とする。

附則に次の1項を加える。

（旧県費負担教職員の号給の切替えによる経過措置）

23 附則第8項及び第10項の規定にかかわらず、附則第8項各号に掲げる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）であつて、その受ける給料月額が、同項各号の規定により適用されることとなるこの条例の規定による小学校中学校行政職給料表又は小学校中学校医療職給料表における職務の級及び号給を静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年静岡市条例第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）に同条例附則別表第2又は附則別表第3を適用するものとして切り替えた号給による給料月額（以下この項において「号給給料月額」という。）に達しないものには、施行日以後は、給料月額のほかに、その受ける給料月額と号給給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

小学校中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短		円	円	円	円	円
時間勤務職員以	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
外の職員	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	455,800
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	456,300
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	456,800
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	457,300

26	248,100	264,000	359,700	380,600	457,800
27	249,200	265,800	361,100	381,800	458,300
28	250,300	267,600	362,400	382,900	458,800
29	251,500	269,300	363,700	384,000	459,300
30	252,800	271,500	365,100	385,200	459,800
31	254,000	273,700	366,400	386,400	460,300
32	255,200	275,900	367,700	387,500	460,800
33	256,300	278,100	369,000	388,600	461,300
34	257,500	280,300	370,200	389,800	461,800
35	258,700	282,500	371,400	391,000	462,300
36	259,900	284,600	372,600	392,200	462,800
37	261,100	286,600	373,800	393,400	463,300
38	262,300	288,500	375,000	394,700	
39	263,500	290,400	376,200	395,900	
40	264,700	292,200	377,400	397,100	
41	265,900	294,000	378,500	398,300	
42	267,000	295,900	379,700	399,600	
43	268,100	297,700	380,900	400,600	
44	269,200	299,400	382,100	401,700	
45	270,200	301,100	383,200	402,900	
46	271,000	302,900	384,500	404,100	
47	271,800	304,600	385,800	405,300	
48	272,600	306,200	387,000	406,500	
49	273,300	307,800	387,900	407,600	
50	274,100	309,500	389,100	408,600	
51	274,800	311,300	390,100	409,900	
52	275,500	313,000	391,200	411,100	
53	276,300	314,300	392,000	412,300	
54	277,100	316,200	393,100	413,400	
55	277,900	318,000	394,100	414,500	

56	278,600	319,700	395,100	415,600
57	279,300	321,400	396,200	416,600
58	280,100	323,300	397,200	417,800
59	280,900	325,000	398,300	419,000
60	281,600	326,700	399,400	420,200
61	282,200	328,400	400,400	420,800
62	282,900	330,200	401,500	421,600
63	283,600	332,000	402,600	422,300
64	284,200	333,700	403,600	422,800
65	284,900	335,400	404,500	423,100
66	285,600	336,700	405,400	423,400
67	286,300	338,000	406,400	423,800
68	287,000	339,300	407,400	424,200
69	287,700	340,800	408,200	424,500
70	288,500	342,300	409,000	424,900
71	289,200	343,800	409,700	425,200
72	289,900	345,300	410,500	425,500
73	290,400	346,700	411,200	425,800
74	291,100	348,200	411,800	426,200
75	291,800	349,700	412,500	426,500
76	292,400	351,200	413,200	426,800
77	293,000	352,600	413,800	427,100
78	293,700	354,100	414,500	427,400
79	294,300	355,600	415,000	427,700
80	294,900	357,100	415,600	427,900
81	295,500	358,500	416,000	428,100
82	296,100	359,800	416,400	428,400
83	296,700	361,100	416,700	428,700
84	297,300	362,300	417,000	428,900
85	297,800	363,500	417,200	429,100

86	298,300	364,700	417,500	429,400
87	298,800	365,900	417,800	429,700
88	299,300	367,000	418,000	429,900
89	299,700	368,100	418,200	430,100
90	300,300	369,200	418,500	430,400
91	300,800	370,300	418,800	430,700
92	301,300	371,400	419,000	430,900
93	301,600	372,500	419,200	431,100
94	302,100	373,700	419,500	
95	302,600	374,800	419,800	
96	303,000	375,900	420,000	
97	303,400	376,900	420,200	
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		

116	309, 200	393, 700
117	309, 500	394, 500
118	309, 700	395, 200
119	310, 000	396, 000
120	310, 300	396, 800
121	310, 500	397, 400
122	310, 700	398, 100
123	310, 900	398, 800
124	311, 200	399, 400
125	311, 500	400, 000
126		400, 700
127		401, 200
128		401, 800
129		402, 400
130		403, 000
131		403, 500
132		404, 000
133		404, 300
134		404, 600
135		404, 900
136		405, 200
137		405, 500
138		405, 800
139		406, 100
140		406, 400
141		406, 700
142		407, 000
143		407, 300
144		407, 600
145		407, 800

	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
	158		411,100			
	159		411,400			
	160		411,600			
	161		411,800			
	162		412,100			
	163		412,400			
	164		412,600			
	165		412,800			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		229,700円	276,000円	303,400円	330,000円	411,900円

備考

- 1 この表は、第2条第1号に掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で小学校又は中学校に勤務する教頭である者の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校中学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円
短時間勤務職	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
員以外の職員	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300

27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500

57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500	

87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500
91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			

	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192,000円	219,500円	260,000円	279,700円	294,900円	320,600円

備考 この表は、第2条第2号に掲げる者に適用する。

別表第3（第4条関係）

小学校中学校医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600

13	212, 100	241, 800	272, 600	290, 800	332, 800	381, 000
14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400	382, 700
15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900	384, 400
16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400	386, 100
17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900	387, 800
18	221, 600	248, 000	276, 600	296, 600	340, 500	389, 300
19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100	390, 800
20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600	392, 300
21	224, 900	251, 500	279, 000	300, 200	344, 900	393, 600
22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900
23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200
24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600

43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	411,900
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	412,200
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	412,500
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	412,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	413,000
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	413,300
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	413,600
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	413,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	

73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	
90		295,100	332,800	353,800	
91		295,300	333,200	354,100	
92		295,500	333,500	354,400	
93		295,900	333,700	354,700	
94		296,100	334,000	355,100	
95		296,300	334,300	355,500	
96		296,600	334,600	355,900	
97		296,900	334,800	356,400	
98		297,100	335,100	356,800	
99		297,300	335,400	357,200	
100		297,600	335,600	357,600	
101		297,900	335,800	358,100	
102		298,100	336,000		

	103		298,300	336,400			
	104		298,600	336,600			
	105		298,900	336,800			
	106			337,200			
	107			337,600			
	108			338,000			
	109			338,200			
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		193,000円	219,600円	248,100円	261,700円	287,300円	328,400円

備考 この表は、第2条第3号に掲げる者に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（以下「改正前給与条例」という。）別表第1から別表第3の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第1から附則別表第3までに定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の
新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場
合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給
は、改正前給与条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなけ
ればならない。

(委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。
(静岡市教育職員等の退職手当に関する条例の一部改正)
- 6 静岡市教育職員等の退職手当に関する条例(平成15年静岡市条例第262号)の一部を次のように改正する。
附則第11項中「附則第17項」を「附則第15項」に改める。
(静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)
- 7 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を次のように改正する。
附則第4項中「附則第19項」を「附則第17項」に、「附則第21項」を「附則第19項」に、「附則第22項」を「附則第20項」に改める。

附則別表第1

小学校中学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1

17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30

47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	34
51	39	39	35
52	40	40	36
53	41	41	37
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	

77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	
105	93	93	
106	94		

107	95		
108	96		
109	97		

附則別表第2

小学校中学校行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11

24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71

84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90	90	
99	95	91	91	
100	96	92	92	
101	97	93	93	
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

附則別表第3

小学校中学校医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級 旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14

27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44

57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82		

87	83	83		
88	84	84		
89	85	85		
90	86	86		
91	87	87		
92	88	88		
93	89	89		
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

議案第94号

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成15年静岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,950人」を「2,321人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
 静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成15年静岡市条例第290号）
 の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表

の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1項中「又は在勤する勤務場所の移転」を「、在勤する勤務場所の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「同居していた配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第15条第1項中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第20条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

第5条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項

中「(4) 重度心身障害者」とあるのは、
「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様
とする。
の事情にある者を含む。）」

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部改正について

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例（平成24年静岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した者」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「以下の次に「これらを」を加え、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同項第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「若しくは第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「1年以上、」

を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号卒業者にあつては1年以上、第2号卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号中「の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者としての資格」を「第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修

了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「前条第1項第1号、第3号及び第4号」を「前条第1項第1号、第3号及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項第5号中「学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
第4条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に、「「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」」を「「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」」に、「2年6箇月以上」を「2年6月以上」に、「3年6箇月以上」を「3年6月以上」に、「4年6箇月以上」を「4年6月以上」に改め、「2分の1以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第98号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止について

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例を廃止する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例（平成15年静岡市条例第221号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市美術館の指定管理者の指定について

静岡市美術館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市美術館 静岡市葵区紺屋町17番地の1
指 定 管 理 者	(所在地) 静岡市葵区御幸町4番地の1 (名称) 公益財団法人静岡市文化振興財団 (代表者名) 理事長 高木 雅宏
指 定 期 間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

参考資料

公益財団法人静岡市文化振興財団の概要

設 立 平成6年7月1日

基本財産 2億2,500万円

目 的 演劇、舞踊、美術、音楽、科学、歴史、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市美術館

静岡音楽館

静岡科学館 他

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター 静岡市葵区入島246番地
指定管理者	(所在地) 静岡市葵区桂山723番地の6 (名称) 社会福祉法人桂 (代表者名) 理事長 海野 保
指 定 期 間	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人桂の概要

設 立 平成8年12月4日

基本財産 18億495万7,931円

目 的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市梅ヶ島高齢者生活福祉センター

その他事業の実績

特別養護老人ホームカリタス21の運営

ケアハウスカリタスみわの運営 他

静岡市心身障害者ケアセンターの指定管理者の指定について

静岡市心身障害者ケアセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市心身障害者ケアセンター 静岡市葵区城東町24番1号
指定管理者	(所在地) 静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号 (名称) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会 (代表者名) 支部長 石山 純三
指 定 期 間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

参考資料

社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会の概要

設 立 昭和27年5月22日

基本財産 74億8,463万7,004円

目 的 医療機関及びその他の社会福祉施設等を設置して、社会福祉事業等を行うことにより、社会福祉の増進をはかることを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市桜の園（身体障害者福祉施設）など3施設

静岡市心身障害者ケアセンター

静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」

静岡市清水森林公園の指定管理者の指定について

静岡市清水森林公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市清水森林公園 静岡市清水区西里1310番地の1外
指定管理者	(所在地) 東京都北区王子三丁目19番7号 (名称) 株式会社サンアメニティ (代表者名) 代表取締役 吉澤 幸夫
指定期間	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

参考資料

株式会社サンアメニティの概要

設 立 昭和54年2月22日

基本財産 50,000,000円

業務内容 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託
イベント、セミナー、講習会、研修等の企画、制作、運営、管理及びそれらの
コンサルティング並びに講師の紹介及び派遣
スポーツ施設の経営、運営及び管理 他

事業実績 指定管理事業の実績

長野県辰野町しだれ栗森林公園

秋田県森林学習交流館

埼玉県北本市野外活動センター 他

静岡市用宗漁港施設の指定管理者の指定について

静岡市用宗漁港施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	静岡市用宗漁港施設（用宗フィッシャリーナ） 静岡市駿河区広野海岸通1番地
指定管理者	（所在地）静岡市清水区島崎町149番地の40 （名称）清水漁業協同組合 （代表者名）代表理事組合長 薩川 一義
指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

参考資料

清水漁業協同組合の概要

設 立 昭和24年9月30日

基本財産 7,415万円

目 的 組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。

事業実績 指定管理事業の実績

静岡市用宗漁港施設（用宗フィッシャリーナ）

静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者（令和6年3月19日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の需要を把握したうえで、今後も提供し続ける機能・サービスの整理を行う必要がある。 当該施設の管理運営についても、提供するサービスの見直しを行う必要があることから、令和7年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	

静岡市地域福祉交流プラザの指定管理者の指定の変更について

静岡市地域福祉交流プラザの指定管理者（令和2年3月19日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	現在、公共福祉施設と相談支援機能を有する施設の見直しを進めていることから、令和7年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	

静岡市支援センターなごやかの指定管理者の指定の変更について

静岡市支援センターなごやかの指定管理者（令和2年3月19日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	現在、公共福祉施設と相談支援機能を有する施設の見直しを進めていることから、令和7年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	

静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザの指定管理者の指定の変更について

静岡市沼上資源循環学習プラザ及び静岡市西ヶ谷資源循環体験プラザの指定管理者（令和2年3月19日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の需要を把握したうえで、今後も提供し続ける機能・サービスの整理を行う必要がある。 当該施設の管理運営についても、提供するサービスの見直しを行う必要があることから、令和7年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	

静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市北部勤労者福祉センターの指定管理者（令和2年3月19日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の需要を把握したうえで、今後も提供し続ける機能・サービスの整理を行う必要がある。 当該施設の管理運営についても、提供するサービスの見直しを行う必要があることから、令和7年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和2年4月1日から 令和8年3月31日まで	

静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について

静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者（令和3年3月11日議決）の指定の期間を次のとおり変更する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

区分	指定期間	変更概要
変更前	令和3年4月1日から 令和7年3月31日まで	人口減少などの社会変化や市民ニーズの多様化を踏まえ、施設の需要を把握したうえで、今後も提供し続ける機能・サービスの整理を行う必要がある。 当該施設の管理運営についても、提供するサービスの見直しを行う必要があることから、令和7年度は暫定的に現在と同様の管理運営を継続し、短期間における事業の継続性やサービス水準の安定性、事業者の安定的な経営体制を確保するため、指定期間を1年延長する。
変更後	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のように締結する。

令和7年2月10日提出

静岡市長 難波 喬 司

1	契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2	契約の始期	令和7年4月1日
3	契約金額	14,861,000円を上限とする額
4	費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に一括払
5	契約の相手方	住所 静岡市駿河区宮本町9番25-605号 氏名 湯浅 達夫 資格 公認会計士

その他の議案の説明

その他の議案の説明

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役又は禁錮が廃止され、これらに代わり拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例を整理するため、本条例を制定しようとするものである。

議案第69号 静岡市土地整備基金条例の制定について

市内の土地の価値の増加及び有効な利用を目的とする低未利用地及びその周辺の道路等の整備に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

議案第70号 静岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

議案第71号 静岡市手話言語条例の制定について

手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及について、基本理念や市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ろう者及びろう者以外の者が共生することのできる社会を実現するため、本条例を制定しようとするものである。

議案第72号 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例の制定について

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、同法の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

議案第73号 静岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、市長の職務権限の特例について定めるため、本条例を制定しようとするものである。

議案第74号 静岡市事務分掌条例の一部改正について

令和7年度の組織機構改編等に伴い、組織の構成及び事務分掌を変更するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第75号 静岡市附属機関設置条例の一部改正について

附属機関の廃止、名称、所掌事務及び委員の構成の変更について、所要の改正をしようとするものである。

議案第76号 静岡市職員定数条例の一部改正について

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第77号 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限等について所要の改正をしようとするものである。

議案第78号 静岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

特別職報酬等審議会の審議事項の変更等について、所要の改正をしようとするものである。

議案第79号 静岡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

給与制度の見直しに伴い、行政職給料表等を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第80号 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

常勤職員との権衡を踏まえ、給料表を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第81号 静岡市職員退職手当支給条例の一部改正について

雇用保険法の一部改正に伴い、就業促進手当に係る規定を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第82号 静岡市手数料条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の見直し及び宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に伴い、各手数料について、所要の改正をしようとするものである。

議案第83号 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

栄養士法の一部改正に伴い、施設の人員配置基準等を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第84号 静岡市歴史博物館条例の一部改正について

観覧料の納期限及び企画展示の観覧料を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第85号 静岡市立こども園条例の一部改正について

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業を創設するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 6 号 静岡市待機児童園条例の一部改正について

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業を創設するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 7 号 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準府省令等の一部改正に伴い、職員配置に係る特例期間を改めるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 8 号 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉法等の一部改正に伴い、給付金として支払を受けた金銭の管理を行う施設に母子生活支援施設を追加するなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 8 9 号 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正について

市が設置する全ての重度障害者生活訓練ホームの利用者の範囲を統一するとともに、一部の事業を改めるなど、所要の改正をしようとするものである。

議案第 9 0 号 静岡市斎場条例の一部改正について

静岡斎場井川分場を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 9 1 号 港湾会館清水日の出センター条例の一部改正について

港湾会館清水日の出センター別館を廃止するとともに、備品器具の見直しに伴い、区分及び利用料金の限度額を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 9 2 号 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

給与制度の見直しに伴い、高等学校等教育職給料表を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 9 3 号 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

給与制度の見直しに伴い、小学校中学校教育職給料表等を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第 9 4 号 静岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

消防団員の減少等を踏まえ、消防団員の定員を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第95号 静岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金の支給区分及び支給額を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第96号 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

給与制度の見直しに伴い、単身赴任手当の支給要件等を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第97号 静岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部改正について

水道法施行令の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるため、所要の改正をしようとするものである。

議案第98号 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止について

都市計画施設の区域内に所在する土地等を譲渡しようとする場合の届出義務を緩和するため、本条例を廃止しようとするものである。

自 議案第99号 静岡市美術館の指定管理者の指定について

至 議案第103号 静岡市用宗漁港施設の指定管理者の指定について

いずれも、施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

自 議案第104号 静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理者の指定の変更について

至 議案第109号 静岡市東部勤労者福祉センターの指定管理者の指定の変更について

いずれも、施設の指定管理者の指定の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第110号 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。